

~~296~~
~~290~~

醫學博士 原田 次雄 著
前田 佐門 序

最新 巡查受驗要書

附錄 巡查受驗要書



始



276

警視廳前田佐門序
警視廳前田佐門序
專修士原田次雄著
法學士原田次雄著

最新
巡查受驗要書

附錄 巡查苦學案內

牛



最新

巡

査

受

驗

要

書

警警
視視
廳廳
法專
學
士修

前
田
佐
門
序
原
田
次
雄
著

附錄 巡査苦學案內

大正
14. 10. 8
內交

序

巡査志望者は澤山あるが、是等志望者に讀ましむべき、良書のないことは誠に遺憾である、坊間巡査志望者の受験準備の爲めの著書は尠くないが、其の多くは受験用として適切でないのみならず、警察の理解と警察の理想とに乏しいのである、友人原田君此處に見るところあり此書を著述し、予に序を求めらる、依つて之れを通讀するに巡査受験科目を網羅しありて巡査志願者の受験用として適切なるのみならず、兼ねて警察の概念と警察の理想とを解説し巡査志願者の爲めには

誠に良指針と言はなければならぬ殊に、警察を理解せる理想の巡査を採用し得る點に於て、吾が警察界の爲めにも誠に有益な著述と言はなければならぬのである。依て記して以て序となす。

大正十四年九月

東京

前田 佐門

本書發行に就いて

近時巡査受驗資料書類の世に公にされるもの尠からず乍然受驗に當面し實際の利便を得るもの甚だ稀なり、其の多くは試験に合格の上教習所に於て親しく教官より教養せらるゝもの若くは巡査部長、警部考試々験の際に課せらるゝ法規を主として羅列しありて法學の初心者には其の辭句のみにても頗る難解なるもの多し、勿論之等の法規を拜命前解得し置くは不可なきも實際の試験に不要なる此の難解の法規の研究に貴重なる時間と勞力とを徒費し却つて肝要なる普通學の學習を妨げ其の結果往々にして受驗に失敗を招く人々のあることを遺憾とす、而かも内務當局は這般巡査採用試験科目の改訂を行ひ、作文、算術、地理、歴史、の四科目に限定し従來行はれ來たつた法規の試験を削除せり。

余輩茲に鑑み本書は教習所に於て教養せらるゝ法規の類は成る可くこれを省き

専ら改訂せられたる新採用試験科目に意を注ぎ更に志願に關する一切の心得、手續及採用後の待遇等を詳記し以つて諸君の試験前後に於ける實際の参考に供せんとして編纂せり、

固より淺學菲才にして殊に公務の旁ら編纂したるものなるが故に多少疎漏の點は免れざると雖も幸ひ本書が幾分にも裨益するところありて諸君の目的達成の一助とも爲らば著者の欣快とするところなり、

本書發刊に際し、吾が師、警視前田佐門先生の校閲と序を賜はる、著者の光榮是れに過ぎず、謹んで茲に謝意を表す。

大正十四年初秋

原 田 生

本書の編纂に就き留意した點

- 一、本書は専ら受験者をして確實に合格せしむる目的を以て實際の試験に必要な普通學の學習を主とし、法規の類を從として編纂した。
- 二、而して普通學は小學校中等學校の教科書を基準とし之に各種の著書を參考として採録編纂したるを以て解説、答案共に正確の積りである。
- 三、本書には受験者の志願書、履歷書の書き方、試験當日及試験場の心得、等志願に關する一切の手續、注意等を詳記し一讀して間違ひのない正式の手續を得得ることが出来る様に努めた。
- 四、受験者諸君が合格の上其の拜命初頭に於て狼狽せざるやう知つて置かねばならぬ法律、規則及び給與、待遇等を掲げて其の參考とした。

本書の編纂に就き留意した點

二

五、本書は學習者の携帶に便ならしむる爲め體裁優美のポケット形に装綴し更に何人にも解り易く平易な文章を用ひることにした。

目次

| | | |
|----|--------------------------|----|
| 一 | 警察官志望の諸氏に…………… | 一 |
| 二 | 理想的警察官の要件…………… | 五 |
| 三 | 受験前に心得可き事…………… | 二一 |
| | 巡査採用規則——受験手續——巡査採用手續 | |
| 四 | 受験當日の心得…………… | 二六 |
| 五 | 採用されてから…………… | 二七 |
| 六 | 警察の概念…………… | 三五 |
| | 警察の意義——警察の分類——警察機關——警察法規 | |
| 七 | 授用試験の課題…………… | 四四 |
| 八 | 歴史…………… | 四六 |
| 目次 | | 一 |

目次

九地 理……………七九

一〇八算 術……………一〇七

一一作 文……………一一一

一二 就職後必要なる諸願届書……………一二六

一三 巡查教習概則……………一二五

一四 巡查看守休暇概則……………一二七

一五 巡查給與令……………一二九

一六 巡查給與品及貸與品規則……………一三四

附録録巡查苦學案内……………一四三

警警 視廳 前田佐門 閱序
法專 學士 修原田次雄 編著

最新 巡查受驗要書

附録 巡查苦學案内

一、警察官志望の諸氏に

(イ) 職責の重大なることを覺悟せよ

警察は國家權力を行使して社會公共の安寧秩序を保持する爲め危害を未發の裡に防止する誠に社會生活上に一分時たりとも必須缺く事の出來ない機關であつて此の機關を運用し直接公衆と接觸しなければならぬ警察官の務は本來最も尊重せらるべき公務であると同時に又其の職責の如何に重且つ大なるものであるかをも自覺してゐなければならぬ、いま或國內に於て警察と言ふ治安維持の機關を一定の時間全然休止したと假定せよ。

常時警察の威力を以てするも尙ほ且つ社會の表裏に不逞の徒輩の出没絶え間なき現下の社會状態に於て警察機關の休止の結果は幾多慘酷なる犯罪行爲は隨時至る所に續發し到底國民が平穩に生活を持続して行く事の出來なくなるのは茲に云

ふ迄でもないことであらう。

左れば諸君が一度警界に職を奉ずるや如何に自己の職責の重大なるかを念頭に置き常に清廉潔白公明正大に且つ事に當りては犠牲的精神を發揮し一面社會公共に對する害毒の排除絶滅に全力を傾注すると同時に他面に於ては善良なる民衆の保護と幸福とを圖り以て國民共同生活の完成に助力して行かなければならぬ。

而して未だ警察界に奉職しない諸君と雖も既に其の志望を抱いた以上は前述の覺悟をもつて受驗に應ぜられんことを切に希望する。

(□) 法規の研究より先づ常識の修養

現代の警察官に最も必要なもので且つ社會一般から要望されてゐるものは圓滿なる常識の所有といふことであらう。

此れは諸君が一度警察界に足を踏み入れると直ちに上官や其の他の人々から第

一番に聽かされる言葉である、だが圓滿なる常識と云ふことは一朝一夕にそう輒く吾々の手中に掴め得るものではない従つて常に其の弛みなき修養といふことが最も大切になつて来る。

一體常識とはどんなものを謂ふの？

學者や其の他の人々に依つて種々な定義を下されてゐる事であらうが、學者でない私は學理的の解釋を抜きにして只簡單に解して次の如うに思つてゐる。

即ち常識ある動作とは……自己の是迄での經驗と獲得したる知識（深くなくとも宜いから廣く）とに據つて自分の眼前に突發若くは展開して來た或事柄を處理して行く、其の處理の手段方法又は其の處理の結果が第三者（其の事件に關係の無いものを謂ふ）の冷靜公平なる立場から觀察判斷して適當な言行である、と首肯せしむるに足る動作……少くとも他より非難嘲笑を受けざる程度の動作……を謂ふのではあるまいか。

そして之が警察官の動作であつた場合は常識ある警察官と謂はれ、一般人であつた場合には思慮ある人と謂はれるのである。

多數の警察官中法律の専門的知識を有し將來を屬望されて居乍ら往々其の職務の執行に當り或は私的行爲に對し社會より非難され甚だしきは警察の威信を失墜するが如き者のあるのは畢竟此の常識の缺けてゐる事が其の主因となつてゐる。

前にも述べたやうに警察官は國家權力實際の運用者として法律命令に基いて行動するものであるから凡ゆる事物に對して行動の源泉となる法律や命令を他にしつては警察官としての活動は望まれない、けれども近時社會の状態が複雑煩瑣に成つてくるに従ひ警察官も亦昔時の法律萬能では現代の警察其ものゝ眞價を充分發揮せしめて行くことは至難である其の間圓滿なる常識を介して其の法令を活用すると云ふ心掛けがなくてはならない。

曩きに内務當局が巡查採用試驗科目中の法令の試験を削除して意を受驗者の常

識試験に注ぐやうになつたのは此の間の消息を語るものと信ずる之れ著者が法規の研究よりも常識の修養を説く所以である。

常識修養の方法は一々具體的に説明の出来るものではない、廣く考へると吾々の社會生活其ものが常識の修養其ものであると私は謂ひ度い、吾々の生活上に於て見るのも聞くもの又は自他の爲すこと一として常識の修養ならざるものはなし。

要するに吾々は讀書又は先輩の教導或は友人間の討論其他何でも可なりである廣く機會ある毎に常識を養ふと云ふことが大切である。

一、理想的警察官の要件

理想的警察官の要件。と題して現職警察官は勿論將來警察官として立つて行かんとする諸君に大なるヒントを與ふる有益なる其の局に當つて居られる人の談話を敢えて茲に掲載したから熟讀玩味せられんことを希望する。

近時急激なる文明の進歩と共に社會各般の事象倍々錯雜となり、之に因つて生ずるの警察事故亦愈々滋くなつて來たことは各地に於ける情況に徴して明かである、此の間に處して能く公害を芟除し生命財産を保護し、民衆をして其の堵に安むせしむるは當さに警察の重大なる職責なりと思ふ。

凡そ其の事務の如何なるものなるを問はず之に従ふ者に良好なる人物を要するは論を俟たざる所なるが警察官吏に於ては殊に其の必要を認める申す迄でもなく

警察官吏は日常一般民衆に直接して職務執行の衝に當るもので之に對しては最も公平適正の態度を以て臨まねばならぬ、若し其の執行宜しきを得ず、處分の公正を缺くが如きことあるに於ては、民衆に及ぼすの影響は寔に甚大である故に警察官吏に對しては採用後に於ても學術武藝の教養品性の陶冶に意を注ぎ出來得る限り時代に順應して後るゝことなく素質の改善を圖るのに銳意努力して居るが多くの警察官吏中時に世の非難を招く様の言動に出づる者のあるのは寔に遺憾とする所である。

警察事務の擧ると否とは平素最も民衆に直接し禍害の防止、犯罪者の逮捕、傳染病の撲滅等に從事する下級警察官吏の執行が當を得て居ると然らざるとに存することが多いので一度思ひを茲に致さば之等執行の任に當る人物の良好なるものを得るは切實に其の必要を感ずる所である然らば良好なる人物言を換へて申さば理想的警察官吏とは、如河なるものを指すか、試に思附の儘を擧ぐれば

- 一、身體の強健なること。
 - 二、品性の高潔なること。
 - 三、温情に富めること。
 - 四、剛毅沈勇用意周到なること。
 - 五、敏捷活潑責任觀念の強きこと。
- 以上の要件に就き極く簡單に之を述べると、

一、身體の強健なること

警察官吏は晝夜を別たず寒暑を論せず所謂不眠不休で勤務に従事する、固より非番の時もあるが近時の如く警察事故が頻々發生する狀況では非番中と雖も臨時勤務に従事することは少くないので其の勞苦や思ふべきである。

而して時に或は兇賊と格闘して逮捕のことに従ひ、或は猛火の炎々たるに身を挺して人命を救助する等の職責を有するが故に健全なる身體の所有者にあらざる限りは其の任務を遂行することが出來ないのであつて普通官吏と大に趣を異にする、此の點に關しては切に世人の了解を求めて置きたい。

二、品性の高潔なること

警察官吏は平素風俗を矯正し、非道を戒め罪犯を逮捕するの責務を有する、從つて居常身を持つことは最嚴正でなくてはならぬ、素行の修まらざる者で如何にして風俗取締の任に當ることが出來よう、又苟も意思堅實ならず一時の情念に驅られたり、他人に乗ぜられたりして非行を敢てし、懲戒の處分を受けたり刑辟に觸れたりする様のがあつては如何にして公安保持の職責を盡すことが出來よう、警察の信用を失墜すると否とは懸りて警察官吏平素の行動に在りと云はねばならぬと思ふ。

三、温情に富めること

民衆保護の任務を有する以上警察官吏は温情を以て之に接するとを忘れては

ならぬ、民衆を遇するに冷酷に失したり、苛察に涉つたりする如きことは、全然保護の職責と相反する、近頃警察官吏の態度が漸次改まりつゝあるは洵に欣ぶべきことである、國權の行使は正當に行はるべきものなるに名を之に藉りて濫用する如きは斷じて容すべからざることである。

警察官吏たるものは能く其の職責に省み立番中に於ても警邏中に於ても民衆に接近する場合に於ては懇切を旨とし温き情を以て之を迎へ、不知不識の間に於て兒童も猶ほ親しむに至る様にして貰ひたいものである。

四、剛毅沈勇にして用意周到なること

警察官吏は屢々非常事變に臨むを以て平素に於て心膽を練り修養を積み、一朝事あるに臨むでは剛毅沈勇なる態度に出で適應の措置を講じて誤まらざることを必要とする、例へば兇賊逮捕に方り剛毅沈勇の態度を缺き之を逸するが如き、犯罪捜査の場合に於て注意の周到を缺き、事件をして迷宮に入らしむるが如き寔に至大なる關係を惹起することがある。

五、敏捷活潑にして責任觀念の強きこと

警察事務は極めて敏速を尊ぶ一度其の機を逸すれば民衆の利害に至大の關係を及ぼすこともある、警察官吏たるものは能く責任の重きを自覺し事件の發生に當りては敏捷活潑なる動作に出で趨阻逡巡して時期を逸し及ばざるの悔を貽す如きことなきを要する。

右に掲げたる外警察官は精勵恪勤なること圓滿なる常識を有することを要する等數へ來れば未だ多々あるべしと雖も先づ前數項を具備すれば警察官としては理想的のものと思ふ。(大正十一年二月號自敬登載湯地警保局長談)

二、受驗前に心得可きこと

受驗者諸君が受驗前に知つて置かねばならぬ事又は心得て置かねばならぬ事が色々あります以下順次之を述べることに致します。

先づ諸君が必ず一通り目を通して置かねばならぬ巡査採用規則なるものがあるこれを左に記載しますからよく熟讀して受驗に對する自身の資格其の他を考慮すべきであります。

(イ) 巡査採用規則

(明治二十四年九月
内務省訓令第二一號)

第一條 巡査ハ試験ノ上採用スヘキモノトス但シ左ニ記載シタル者ハ此限リニ在ラス

一、曾テ判任官以上ノ職ヲ奉シタル者及文官任用令第三條ニ依リ判任文官タルノ資格ヲ有スル者

二、巡査精勤證書ヲ有スル者

三、曾テ巡査ノ職ヲ奉シ退職後滿五年ヲ經過セサル者

四、陸軍兵卒ニシテ現役滿期トナリ又ハ戰時召集ヲ解除セラレ下士適任證書ヲ有スル者

第二條 巡査志願者ハ品行方正年齢二十年以上三十年未滿ニシテ徵兵ニ相當セス且ツ左ノ諸項ニ牴觸セサル者タルヘシ但シ曾テ巡査ノ職ヲ奉シタルモノニシテ年齢四十年未滿ナルトキハ巡査志願者タルコトヲ得

一、禁錮以上ノ刑ニ處セラレタル者但シ所犯情狀ノ酌量スヘキ者ニシテ滿期後三年ヲ經過シ改悛ノ狀著シト認めラルルトキハ此限ニ在ラス

二、賭博犯處分規則ニ依リ懲罰ニ處セラレタル者

三、巡査懲罰例又ハ(官吏懲戒例)ニ依リ免職セラレ若クハ故ナク巡査ヲ辭職シ二年ヲ經過セサル者

- 四、身分不相應ノ負債アル者又ハ家資分産者タルノ宣告ヲ受ケ未タ復權ヲ得サル者又ハ從前身代限ノ處分ヲ受ケ未タ辨償ノ義務ヲ終ヘサル者
- 五、酒癖アル者又ハ暴行ノ癖アル者

第三條 巡查體格ノ検査ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一、體質善良ナル者即チ左ニ記載スル等ノ缺所ナキ者
- 四肢完備セサル者但シ執筆把握ニ差支サル指ノ萎小彎屈強直等ノ類ハ此ノ限リニアラス
- 胸腔機關及腹内臟器若クハ皮膚病較著ノ疾病アル者、但シ較著ノ疾病ニアラスルモ全身諸機關ノ機能減衰ノ者亦同シ
- 服裝又ハ運動ニ不便ナル者
- 贅生物畸形等容貌體勢醜惡ナル者
- 二、身幹五尺一寸以上ニシテ胸圍身長ノ半ニ等シキ者

- 三、兩眼共視力三分ノ二以上ニシテ辨色力完全ノ者
- 四、聽力六尺ノ距離ニ於テ低語ヲ聽識シ得ル者
- 五、言語應答明瞭ニシテ充分ノ發聲ニ堪ユル者
- 六、精神完全ナル者即チ精神病及神經病（鬱憂癲狂癡呆及舞踏病癲癇等ノ病）ナキ者

第四條 巡查技藝ノ試験ハ左ノ諸項ニ適合スル者ヲ以テ合格トス

- 一、（削除）
- 二、本邦歴史及地理ノ大略ニ通スル者
- 三、假名交リノ論文及普通往復文ヲ作り得ル者
- 四、算術加減乗除ヲ爲シ得ル者
- 五、普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者

第五條 巡查ノ試験ハ警部二名以上立會ノ上警察消防練習所長又ハ巡查教習所長

之ヲ施行スヘシ但シ止ムヲ得サル場合ニ於テハ特ニ試驗官ヲ指定シ立會官ナクシテ施行スルコトヲ得

第六條 試驗ノ上巡查ニ採用スヘシト定リタル者ハ警視廳ニ於テハ巡查部長北海道廳及府縣ニ於テハ警部長親シク左ノ諸件ヲ宣告シ誓書ヲ徴シタル上採用スヘシ

一、巡查タル者ハ官吏服務規律ヲ恪守スヘキハ言フ俟タス常ニ上官ノ命令ヲ遵守シ勤務中ハ勿論勤務ニ服セサル時ト雖モ猥ニ政治ノ是非得失ヲ論評スルカ如キコト決シテアルマシキコト

一、巡查タル者ハ常ニ人民ノ保護者タルコトヲ記憶シ之ニ對シ丁寧親切ヲ旨トシ而モ之ト相押昵スルカ如キコトナク職務上ニ於テ負擔スル百般ノ責務ハ最も嚴正ニ之ヲ踐行スヘキ事

一、巡查タル者ハ一端奉職ノ上ハ他念ナク職務ニ從事シ五箇年未滿ニシテ一身

ノ故ヲ以テ辭職スルカ如キコト決シテアルマシキ事

一、巡查タル者ハ自身ハ勿論家族ニ至ルマテ専ラ品行ヲ正シクシ警官察吏タリ又其ノ家族タル體面ヲ汚損スルカ如キ所業決シテアルマシキ事

第七條 巡查タルヘキ者ヨリ呈セシムヘキ誓文ハ左ノ如シ但シ前條各官ノ面前ニ於テ本人ヲシテ自書捺印セシムヘシ

誓文

某儀

今般何(廳府縣)巡查志願仕候ニ付御採用ヲ蒙ムルニ於テハ官吏服務規律ヲ恪守仕ルヘキハ勿論人民ニ對シテハ丁寧親切ニ職務ヲ執行シ且ツ總テノ法律命令ヲ遵守シ職任上百般ノ責務ハ嚴正忠實ニ踐行仕ルヘク又奉職五箇年ニ滿タヌシテ一身ノ故ヲ以テ自ラ職務御免相願候様ノ儀決シテ無之且ツ自身ハ勿論家族ニ至ルマテ品行方正ニ相保チ警察官吏タリ又其家族タル體面ヲ汚損致候様ノ所業決

シテ仕ルマシク仍テ誓文如件

府縣郡市町村番地身分

大正年月日

何 某(實印)

第八條 (消滅)

(口) 受驗の手續

扱て自分が巡査採用規則に依つて受驗をする資格があると判つた場合それでは其の志願に就いて如何なる手續を要するかと云ふに警視廳を初め各府縣共巡査の缺員があつて大抵何時でも募集をしてゐるから自分の希望する應府縣の警察練習所宛に次の第一號様式と第二號様式の書類を提出するのであります(郵送可)そうすると試験日時並に試験場所を通知して呉れます、併し試験日時場所等が分つてゐたならば其の試験當日に願書及履歷書を携帶提出して試験を受けても別に差支へはありません。

それから各應府縣共其の府縣下又は他府縣下にまで出張して募集をする場合があります、此の場合には主として試験官が出張する其の地方の新聞紙又は警察署巡査駐在所等に募集の揭示が出ますから其の試験場として指定された警察署其の他の場所に願書を差し出して試験當日を待てば宜ろしい譯であります。

提出すべき書式は、 第一號書式 (用紙半紙) (字體楷書)

巡査志願書

私儀警視廳巡査志願ニ付御試験被成下度別紙履歷書相添へ此段相願候也

年 月 日

本籍何何
寄留何何
現居住所何何
身分職業

位、勳、功級志願人 氏

年 月 日 名 生 ①

警視總盛 氏 名殿

履歷書

出生地及居住地(注意一ヶ月以上居住ノ場所ハ洩レナク記載ノコト)

一、出生地 何縣何郡何村何番地

一、自出生當時 出生地ニ居住ス

一、自年月日 何縣何市何町何番地何館内ニ居住ス

一、自年月日 出生地ニ居住ス

一、自年月日 歩兵第何聯隊第何十隊ニ在隊

一、自年月日 出生地ニ居住ス

一、自年月日 何縣何市何町何番地何某方
至現在

證書(注意 本欄ハ中學校以上ノ卒業證書ノミヲ記載シ小學校等ノ如キ卒業ハ學藝ノ欄ニ記載スヘキモノトス)

一、自年月日 (官、公、私立)何學校卒業證書ヲ受ク

一、自年月日 下士(士官)適任證書ヲ受ク

一、自年月日 何所ニ於テ施行ノ何試験ニ應シ合格證書ヲ受ク

一、自年月日 何應(府、縣)ニ於テ逓査精勤證書ヲ受ク

一、自年月日 何所(官、公、私立)何學校ニ在學

一、自年月日 何所何某ニ就キ何學ヲ學フ

一、自年月日 何所何某ニ就キ劍道(柔道)ノ指南ヲ受ケ免狀ヲ授與セララル

職業

- 一、自年月日 至年月日 何所何某ニ雇ハレ何業ニ從事ス
- 一、年月日 何廳(府、縣)逡査拜命、受業生(教習生)ヲ命セラレ月俸何圓給與
- 一、年月日 受業生教(習生)課程卒業月俸何圓給與何署勤務ヲ命セラレ
- 一、年月日 月俸何圓給與
- 一、年月日 何署勤務ヲ命セラレ
- 一、年月日 逡査部長ヲ命セラレ
- 一、年月日 依願逡査ヲ免セラレ
- 一、自年月日 至現在 何所ニ於テ何業ニ從事ス

兵 役

- 一、年月日 徴兵トシテ何何隊ニ入營
- 一、年月日 上等兵ヲ命セラレ(伍長、軍曹、何何ニ任セラレ)
- 一、年月日 現役滿期(歸休ヲ命セラレ)

賞 罰

- 一、年月日 何何ニヨリ何賞ヲ受ク
 - 一、年月日 何何ニヨリ何罰ヲ受ク
- 右ノ通りニ候也

年 月 日

志願人 氏 名 ㊟

右様式は警視廳の分を記載したのでありますが他府縣逡査志願者も此れを参考として間違ひはありません。

此の志願書や履歷書で諸君に御注意して置く事は決して見得を飾つて美しく書く必要もありませんが必ず丁寧を書く事を忘れてはならない既に諸君は此の提出する願書や履歷書に依つて書取りの試験をされてゐるのであると云ふ氣分を持つ事が大切であります殊に履歷書には事實と相違する書方をしては不可ない當局では規定の試験に合格された諸君の身許を此の履歷書に依つて調査し、其の結果採

否を決定するものでありますから成る可く詳細に且つ明瞭に記載する必要がありません。

次に諸君の参考に資する爲め警視廳に於ける巡査採用手續を掲載して置きますから充分熟讀して置かれ度い。

(ハ) 巡査採用手續 (大正八年三年訓令甲第一二號)

第一條 巡査志願書ハ警察練習所長之ヲ處理スヘシ但シ警察署警察分署ニ巡査志願書ヲ提出スル者アリタル時ハ署長分署長ニ於テ便宜警察練習所長ニ移牒スヘシ

第二條 警察練習所長巡査志願書ヲ受理シタル時ハ巡査採用試験(以下單ニ試験ト稱ス)施行ノ日時ヲ定メ之ヲ志願者ニ告知スヘシ

第三條 試験ハ毎週火曜日木曜日及土曜日ノ三回警察練習所ニ於テ之ヲ施行スヘシ

第四條 左ノ各號ノ場合ニ於テハ其ノ地所轄警察官署ニ試験ノ施行ヲ囑託スルコトヲ得

一、管外在住者ニシテ巡査ヲ志願スル者アルトキ
二、八王子市、三多摩郡、小笠原島、伊豆七島在住者ニシテ巡査ヲ志願スル者アルトキ

三、管外募集ニ際シ土地遠隔又ハ交通不便ニシテ試験官ヲ派遣スルニ多數ノ日子ヲ要スルトキ

第五條 試験ヲ囑託シタルトキハ囑託官署ニ試験問題ヲ送附シ施行ノ上答送ヲ求メ審査決定スヘシ

第六條 技藝試験ノ成績ハ各科目百點ヲ以テ滿點トシ一科三十點以上平均六十點以上ヲ得タルモノヲ合格トス

第七條 巡査採用規則第一條各號ニ該當スル志願者ニ對シテハ體格検査ノミヲ施

行スヘシ

第八條 體格ハ所屬醫員ヲシテ之ヲ檢定セシムヘシ但シ試驗官ヲ派遣シ又ハ試驗ヲ囑託シタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第九條 試驗ヲ施行シタルトキハ警察練習所長ハ別記第一號様式ノ試験票ヲ作製シ試験ニ關與シタル職員ト共ニ之ヲ捺印スヘシ

第十條 警察練習所長ハ試験ニ合格シタル者ニ付キ巡查採用規則第二條ニ牴觸ノ有無其他必要ノ事項ヲ調査シ關係書類ヲ添へ採否ヲ警視總監ニ具申スヘシ採用セザルトキハ別記第二號様式ニ依リ其ノ旨之ヲ志願者ニ通知スヘシ

第十一條 試験ニ合格セサル者ハ一箇月ヲ經過スルニ非サレハ再ヒ試験ヲ受ケシムルコトヲ得ス

第十二條 採用シタル巡查ハ教習生ヲ命ス但シ左記各號ノ一ニ該當シ教習ノ全部ヲ省略スルモ支障ナシト認ムル者ハ此ノ限ニ在ラス

一、曾テ警部又ハ警部補タリシ者

二、曾テ巡查タリシ者ニシテ警部消防士特別任用令ニ依ル考試合格證書ヲ有スル者

三、曾テ巡查タリシ者ニシテ判任文官タルノ資格ヲ有スル者

四、曾テ巡查タリシ者ニシテ警察講習所又ハ警察官練習所ヲ卒業シタル者

五、曾テ巡查トシテ一年以上實務ニ服シ其ノ退職後未タ三年ヲ經過セサル者

第十三條 警察練習所長ハ別記第三號様式ニ依リ毎月巡查志願者一覽表ヲ作成シ翌月十日迄ニ總視總監ニ報告スヘシ

附 則

本令ハ大正八年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十一年一月訓令甲第一號ハ之ヲ廢止ス

別記第一號同第二號同第三號の各様式は諸君に必要がないから削除します。

四、受験当日の心得

次は受験当日の心得及注意すべきことである。

- 一、服装は洋服又は和服を用ひ和服の場合は必ず袴を着用すること。
- 二、筆墨硯を携帯すること。
- 三、受験者控所に於ては静肅を旨とし高談其他喧噪の行爲を絶対に慎まなくてはならないこと。
- 四、試験場に這入つてからは試験が開始せられる以前試験官より試験中心得可き事の注意がある筈ですから其の注意を厳守して試験を受ければ間違ひはありません。要するに常に眞面目に正しい動作を行つてゐる人は其の通りにすれば宜いので試験場だからといつて緊張の餘り所謂固くなる必要はない否固くなつて試験を受けて完全な答が出来る筈がありません。

五、尙ほ試験官の前では言語動作を活潑にすることも注意すべきことの一つである。

五、採用されてから

採用されてからの事は茲に述べなくても自然的に判つてくる筈であるが序であるから簡單に現在警視廳で行はれてゐる例を擧げて參考にすることにした。

巡査は國庫支辨でないから各府縣に作つて給與其他の待遇は異なるが之れと殆ど大同小異である。

一、志願者の詮衡終りたる時は直ちに採否を通知す、而して初めて採用せられたる者は警察練習所に入所して三月以上教習を受くるものとす教習中の俸給は三十二圓を給せらるゝを以て諸經費を支辨して餘あり。

二、左記の者は教習の全部を省略し練習所に入ることなくして實務に就かしむ。

- (1) 曾て警部又は警部補たりし者。
- (2) 曾て巡査たりし者にして判任文官たるの資格を有する者。

(3) 曾て巡査として一年以上實務の經歷を有し其退職後滿三年を経ざる者（免職せられたる者は此の特典を受くるを得ず）

三、左記の者は教習中の成績如何に依り期間を短縮し實務に就かしむることあるべし

- (1) 曾て巡査たりし經歷を有し教習の全部を省略せらるゝの資格なき者。
 - (2) 陸海軍下士以上の者。
 - (3) 小學校訓導又は同等以上の學校に教員たりし者。
 - (4) 曾て判任文官たりし者及判任文官たるの資格ある者。
- 扱て實務に就いてからの給與や待遇は、（次頁別表の如し）

◎手當、内勤、交通係、保安係、刑事係、高等係、防犯係、武道助手、通辯巡査、騎馬巡査等ノ特殊勤務ニ従事スル者ハ月額五十圓以内ノ手當ヲ給セラルルヲ以テ之ヲ前表ノ給與ト通算スルトキハ巡査部長ノ最高月收ハ百七十餘圓

| | 月俸 | 精勤加俸 | 過勤手当料 | 宿料等 | 被服料 | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|----------|----------|
| 高級巡査部長 | 九十圓十 | 圓六 | 圓十五 | 圓七十六錢 | 百廿三圓七十六錢 | |
| 高級巡査 | 七十七圓十 | 圓六圓五錢 | 圓十五 | 圓七十六錢 | 百十一圓二十六錢 | |
| 下級巡査 | 最高 | 四十五圓 | 六圓五錢 | 十五圓 | 二圓七十六錢 | 六十九圓二十六錢 |
| | 最低 | 四十五圓 | 三圓六錢 | 六圓 | 二圓七十六錢 | 五十七圓三十六錢 |

ニシテ高級巡査ハ百六十圓餘ニ上リ下級巡査ニ在リテモ猶六十圓乃至百十九圓餘ニ達スヘク尙犯人逮捕等ノ場合ニハ夫々相當ノ賞與アリ。

◎加俸、五年以上勤績シ成績良好ニシテ精勤ヲ表彰セラレタル者ニハ別ニ十圓以内ノ加俸ヲ特ニ功勞アル者ニハ二十圓以内ノ功勞加俸ヲ給セラル加俸ハ恩給ニ通算ノ利益ヲ享ク。

◎被服、前表ニ掲クル被服料ノ外官服ハ夫々現品ヲ以テ給與セラル。

◎恩給、勤績十年以上ニシテ退職スル者ハ當時ノ俸給年額ノ三分ノ一ヲ給セラ
ル、尙勤績年數ヲ加フル毎ニ加算アリ、其外一定ノ年限ヲ勤績シ退職スル者
ニ對シテハ其年數ニ應シテ一時恩給ヲ給セラル。

【待遇】 巡査ハ受持勤務ノ外内勤、警務係、司法係、衛生係、保安係、營業係、工場係、人事係、建築係、高等係、防犯係、探偵係、拘摸係、密行係、看守係、通辯、騎馬係、交通專務、警備係等種々ノ分類アリテ教習終了後各人ノ技倆趣味等ニ依リ夫々専門的ノ勤務ニ從事セシメラルコトヲ得ヘク又巡査部長以上監督者ノ人員ハ千名以上ノ多數ニ上リ一般巡査ヨリ此等上級ノ地位ニ進ム爲夫々ノ途ヲ設ケラレアルヲ以テ勤勉力行スル者ニアリテハ昇進ノ機會尠カラサルヘシ。

著者は是から巡査採用規則第四條試驗科目(地理、歴史、作文、算術)の解説を

爲すに先ち初めて警察界に入らんとする受験者の爲めに大凡そ警察とは如何なるものであるかを述べて置く必要があると思ふ、本書の序文にある如く試験の際は法令の課題はあらざるも作文の試験の偶々警察に關する論文又は往復文を課題せらるゝ場合がある、例へば、警察官志望の動機を論ず、とか或は又、採用試験合格を知らせる文、等の類がそれである。

此の場合一通り警察とは恁んなものであると云ふことを腦裡に入れてゐる諸君の書いた論文なり、往復文なりと全然斯る知識を有たない人々のそれと比較して其の内容に格段の相異を來たすことは云ふまでもないことである。

加之諸君は警察官を志望して採用試験を受けらるゝのであるから其の事が試験に出ると否とに拘らず警察は如何なるものである、位の事は心得て置く必要があると信ずるから茲に只單に其の概念に就いてのみ解説をしておくことにする。

六、警察の概念

1 警察ノ意義

社會公共ノ安寧幸福ニ對スル危害ヲ防止スルガ爲メニ直接各人ノ自由ヲ制限スル國家ノ權力作用ヲ警察ト稱ス

一、警察ハ權力的作用ナリ

警察ハ權力的作用ヲ以テ其ノ實體トナス故ニ警察ノ作用ハ常ニ命令的ニ臣民ノ自由ヲ制限シ又ハ公力ヲ以テ直接ニ身體財産ニ拘束ヲ加フルカ如キ場合ノミニ現ハル是レ警察カ一般ノ助長行政ノ作用ト異ル要點ナリトス

二、警察ハ公共ノ安寧幸福ニ對スル危害ヲ防止スル作用ナリ

公共ノ安寧幸福トハ社會組織ノ圓滿ナル状態ニシテ危害トハ其状態ヲ破壊スル所ノ反對勢力例へハ暴行ヲ働キ鬭争ヲ爲シ或ハ密賣淫ヲ爲ス等人爲的ノモノハ

勿論傳染病水火災ノ如キ自然力ニ基ク害惡ノ如キ總テ秩序壞亂ノ勢力ヲ謂フ而シテ警察ハ此ノ危害ノ防止ヲ以テ唯一ノ目的ト爲ス行政作用ナリトス

三、警察ハ直接ニ各人ノ自由ヲ制限スル作用ナリ

人ハ生レナカラニシテ種々ノ事實的能力ヲ有シ且之ヲ隨意ニ發揮セムトスル本能ヲ有ス是レ茲ニ所謂自由ニシテ警察ハ此ノ自由ヲ制限スル作用ナリ此ノ作用ハ通常先ツ法規若ハ處分ニ依リテ作爲又ハ不作爲ヲ命シ臣民力任意ニ之ニ服從セサル場合ニ於テ直接ニ之ヲ強制スル手段ヲ用フルモノトス

ロ、警察ノ分類

警察ハ其ノ作用ノ對象トナル事物ノ種類、目的、機關ノ權限ノ異同等ニ依リテ分類スルコトヲ得ヘシ今其主要ナルモノヲ舉クレハ左ノ如シ

一、國家警察及地方警察

國家警察トハ中央官廳ノ管掌スル警察事務ヲ謂ヒ地方警察トハ地方警察官廳ノ

管掌スル警察事務ヲ謂フ

二、行政警察及司法警察

行政警察トハ社會公共ノ安寧幸福ニ對スル危害ヲ防止スルカ爲ニ各人ノ自由ヲ制限スル一般ノ警察作用ヲ謂ヒ司法警察トハ刑罰權ノ作用ヲ完カラシムル爲ニ犯罪ヲ搜索シ逮捕スル國權ノ作用ヲ謂フ司法警察ハ本來刑罰權ノ補助作用ナルヲ以テ純然タル警察ノ一分類ヲ爲スヘキモノニアラスシテ唯其ノ事務カ主トシテ普通警察機關ニ依リテ行ハルルニ過キササルナリ

三、保安警察及特殊警察

保安警察トハ一般ノ安寧秩序ニ對スル危害ヲ防止スルカ爲ニスル警察作用ニシテ特殊警察トハ産業交通衛生等特種ノ助長行政作用ニ伴ヒ其行政事項ニ對スル特殊ノ危害ヲ防止スル警察作用ヲ謂フ

四、高等警察及普通警察

保安警察ヲ分ツテ高等警察普通警察ノ二トス高等警察ハ政事警察ト同一意義ニシテ國家若ハ國家ノ機關ノ安寧秩序ヲ維持スルコトヲ直接ノ目的トスル警察作用ヲ云フ而シテ保安警察中高等警察ヲ除キタルモノヲ普通警察トハ云フナリ

五、豫防警察及鎮壓警察

豫防警察トハ危害ノ未タ發生セサルニ當リ豫メ之ヲ防止スル警察作用ヲ謂ヒ鎮壓警察トハ既ニ發生セル危害ノ擴大又ハ繼續スルヲ防止スル警察作用ヲ謂フ

ハ、警察機關

一、警察機關ノ意義

警察機關トハ警察作用ヲ掌ル國家ノ機關ヲ謂フ警察ハ或ハ一般社會ニ對スル危害ノ防止ニ止マルコトアリ或ハ特殊ノ助長行政ニ隨伴シ其行政事項ニ對スル特殊ノ助長行政ニ隨伴シ其行政事項ニ對スル特殊ノ危害ヲ防止スルノ作用ニ止マルコトアリ從テ警察事務ヲ掌理スル機關モ亦社會ノ公安ヲ保持スルカ爲ニ特ニ

置カレタルモノノミニ限ラスシテ他ノ各種ノ助長行政機關ニ於テモ亦必要ナル限度ニ於テ警察權ヲ行フヲ常トス

二、警察官廳

警察官廳ハ現行制度ニ於テ三級ヲ爲ス

イ 内務大臣 最上級ノ警察官廳ハ内務大臣ナリ内務大臣ハ獨任制ノ官廳ニシテ其ノ補助機關トシテ一般警察事務ノ爲ニ警保局ヲ置キ衛生警察ノ爲ニ衛生局ヲ置ク其ノ警察事務ニ關スル主タル權限ハ省令ヲ發シ及地方長官ヲ指揮監督スルニ在リテ警察處分ヲ爲スハ特殊ノ場合ニ限ル

ロ 地方長官 警察官廳中最モ重要ナルハ地方長官(北海道廳長官府縣知事)タリ東京府ニ於テハ別ニ警視總監ヲ置カル警察部長(警視總監ニ在テハ警務部長)以下ヲ補助機關トシ保安警察ニ付テハ内務大臣其ノ他ノ警察事務ニ付テハ主務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ其管轄區域内ニ廳府縣令ヲ發シ重要ナル處分ヲ

爲シ部下ノ官吏ヲ指揮監督スルノ外警察署長ノ處分ニシテ法規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノト認ムルトキハ之ヲ取消又ハ停止スルコトヲ得ヘク非常急變ノ場合又ハ警護ノ爲メ必要アルトキハ師團長ニ出兵ノ請求ヲ爲スコトヲ得又其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ハ之ヲ警察署長同分署長ニ委任スルコトヲ得

ハ 警察署長分署長 内務大臣特ニ區域ヲ定メタル場合ノ外各都市ニ警察署ヲ置ク知事又ハ警視總監必要アリト認ムトキハ其ノ下ニ警察分署ヲ置ク警察分署ハ最下級警察官廳ナリトス署長ハ警察廳ニ在リテハ警視又ハ警部署察分署ニ在リテハ警部又ハ警部補ヲ以テ之ニ充ツ管轄區域内ノ警察及衛生事務ヲ執行シ必要ナル處分ヲ爲シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

三、憲兵及軍隊

憲兵ハ陸軍兵ノ一種ニシテ將校下士卒ヨリ成リ憲兵隊ヲ組織ス主トシテ軍事警

察ヲ掌リ兼ネテ行政警察及司法警察ヲ掌ル身分上ニ於テハ陸軍大臣ニ隸屬スレトモ職務上ニ於テハ行政警察ニ付テハ内務大臣及地長方官司法警察ニ付テハ司法大臣及檢事ノ指揮ヲ受ク憲兵隊ニ於テハ軍人ノ違警罪ノ即決處分ヲ爲スコトアリト雖モ命令ヲ發スルノ權ナク專ラ警察法令ノ執行ニ當ル行政警察事務ヲ執行スルニ當リ他ノ警察專務官吏其場ニ臨ミタルトキハ其ノ處分ヲ警察官吏ニ讓ルヘキモノトス

警察作用ノ爲ニ軍隊ノ力ヲ用ユルハ一ハ戒嚴宣告ノ場合ニシテ他ハ地方長官ノ請求ニ依ル出兵ナリ地方長官ハ非常急變ニ際シ又ハ救護ノ爲ニ兵力ヲ要スルトキハ師團長（東京ニ在リテハ衛戍總督又ハ師團長）ニ移牒シテ出兵ヲ請求シ其兵力ヲ實力強制ノ爲ニ使用スルコトヲ得ルモノトス

二、警察作用

警察作用ハ之ヲ大別シテ（一）人ノ自由ヲ制限スルカ爲ニ作爲又ハ不作爲ヲ命ス

ル作用ト(二)警察ノ命令ニ従ハサル者ニ對シテ其ノ命令ヲ強制シ又ハ實力ヲ以テ警察上必要ナル状態ヲ實現スル作用即チ警察強制ノ二トシテ而シテ(一)ノ作用ハ更ラニ一般抽象的ニ作爲又ハ不作爲ヲ命スル警察法規ト特定ノ場合ニ具體的ニ作爲又ハ不作爲ヲ命スル警察處分トニ分ツコトヲ得

ホ、警察法規

一、警察法規

警察法規トハ社會公共ノ利益ノ爲ニ抽象的ニ一般人ニ對シ作爲不作爲又ハ受忍ノ義務ヲ命スル國家ノ意思表示ヲ謂フ

法治國ニ於テハ行政官廳カ特定ノ場合ニ人民ノ自由ヲ制限スルニハ豫メ制定公布セラレタル法規ノ根據アルコトヲ要スルヲ原則トス故ニ警察法規ハ實ニ警察作用ノ基礎ヲ爲スモノト云フヘシ警察法規ハ之ヲ警察法律ト警察命令トニ分ツコトヲ得法律ハ帝國議會ノ協賛ヲ經テ制定セラレ憲法ニ違反セサル限り如何ナル事項ニ付テモ之ヲ規定スルコトヲ得ヘシ 命令ハ天皇ノ大權ニ依リ若ハ其ノ委任ニ依リテ權限ヲ與ヘラレタル行政官廳カ警察上必要ナル限度ニ於テ之ヲ發スルコトヲ得ヘシト雖モ法律ニ牴觸スルコトヲ得サルノミナラス既ニ法律ニ依リテ占領セラレタル區域ヲ侵スコトヲ得サルノ制限ヲ受ケ尙行政官廳ノ發スル命令ハ勅令及上級官廳ノ命令ニ牴觸シ若ハ其ノ範圍ヲ侵スコトヲ得サルモノトス

二、警察罰

警察法規ハ其ノ効力ヲ確實ナラシメムカ爲其ノ禁令命令ニ違反スルモノニ對シテ一定ノ刑罰ヲ科スヘキコトヲ定ムルヲ常トス之ヲ警察罰ト謂フ

七、採用試験の課題

元來逡査採用試験問題の歴史、地理、算術、各科目は小學校卒業程度を標準として課題せらるゝのであるから諸君は其の程度の學習又は復習を怠らずに受験せらるゝならば敢て之等科目の受験準備書の類を繕く必要はないやうなものであるが何れの試験に於ても受験者に一定の方向を指示して呉れる参考書は案外大切なものであることを痛感する場合が多い殊に本書に納めたものは是まで採用試験に出題せられたるもの若くは出そふな問題を蒐集し且つ之に小學校乃至中學校の教科書及其他の著書中より試験問題に關するものを拔萃して之に正確にして分り易き解説を下したものであるらか本書のみに依つて諸君は充分試験に應じ得る實力を獲得さるゝことと確信するも猶ほ足らざる所は諸君の隨意なる方法に依つて自信ある受験者たる素要を具備せられんことを希望する、以下順次、歴史、地

理、算術、作文、に就いて解説を試ることとする、

八、歴史

問、神武天皇御東征に就き知る所を記せ

答、神武天皇は瓊瓊杵尊の御曾孫にましまし始め日向に居たまひしが王化の未だ東方に及ばざるを以て舟師を率ゐ日向を發し瀬戸内海より浪速に着き河内を経て大和に入らんとし給ひしに大和登美の長髓彦、大神の子饒速日命を奉じ勢強く皇軍に拒き奉る皇軍利なく、依りて天皇は道を轉じ海路熊野に出で熊野より大和に進軍し給ひしかば諸賊相次いで降り饒速日命も又長髓彦を殺し來り降り大和全く平定せり。天皇證傍山の東南なる橿原に宮を營み即位の式を擧げ給へり之れ我が國の紀元元年にして此の日を紀元節と定めて祝ひ奉る。

問、四道將軍とは如何。

答、崇神天皇の御代に至り皇威次第に盛になりしかど範圍なほ極めて狭く遠き地

方にてはなほ朝命に従はざる者あり、茲に於て天皇、天業擴張の御雄圖を抱き給ひ大彥(孝元天皇の皇子)を北陸へ、武渟川別命(大彥命の御子)を東海へ、吉備津彥命(皇靈天皇の皇子)を西海へ、丹波道主命(開化天皇の皇子)を丹波へ夫々派遣し給ひ皇化を遠境に布かしめ給ふ、是を即四道將軍と謂ふ。

問、日本武尊に就いて知る所を述べよ。

答、四道將軍派遣の後も九州南部の熊襲強暴にして皇威に叛きければ景行天皇皇子日本武尊を遣りて之を討たしめ給ふ、尊御年十六歳にして女装して賊魁川上梟師を刺殺し此の地方を平定し給へり。

其の後蝦夷も叛ぎしかば尊再び勅命を受けて先づ伊勢神宮に詣で叔母倭姫命より叢雲神劍を拜受し駿河に入り土賊を討ち相摸より船にて上總に渡り遂に陸奥に進みて蝦夷を平げ給へり、然るに尊は歸途近江の伊吹山にて病を得、遂に伊勢の熊襲野にて薨去し給へり。

問、神功皇后に就き知る所を述べよ。

答、第十四代仲哀天皇の御代熊襲また叛きければ天皇親征し給ひしが天皇軍中に崩じ給ふ依つて神功皇后は大臣武内宿禰と謀り思召し給ふ所ありて別將を遣りて熊襲を討たしめ自らは大軍を率ゐて海を渡り新羅を征し給ひ、ついで隣國の百濟、高麗もまた我に來たり降りぬ。

問、漢學傳來を略記すべし。

答、朝鮮半島は既に東洋の先進國たる支那と交通し其の文物を傳へしが朝鮮が我國に服屬するに至り更に其の文物は我國にも傳來するに至れり、應神天神の御代阿直岐並に王介來朝し論語及千字文を獻ず、天皇は其の皇子稚郎子をして此の二人につき漢學を學ばしめ給へり。

是我國に漢學の傳來せし最初なり。

問、佛教の傳來を略述せよ。

答、紀元一、二一二年欽明天皇の十三年百濟王は我が朝廷に佛像、經論等を獻じて其の功德を力説せり、是佛教が公に我が國に入れる始めなり。

問、聖德太子の御事蹟を問ふ。

答、1、聖德太子(厩戸皇子)は皇太子となりて推古天皇を助け十二階の冠位を定めて群臣の秩序を正し國史を編み歴を頌ち、また憲法十七條を制定して朝政の改革を計り給へり。

2、推古天皇十五年太子は小野妹子を遣唐使として支那に派し翌年隋使裴世清來朝し此時より彼我公然國文を開き支那文明は直接我が國に流入するに至れり。

3、太子は蘇我馬子と共に佛教の興隆に力を盡され四天王寺法隆寺を建て給ひしかば佛教は忽ち全國的に盛んとなれり。
従つて我國の美術工藝は大いに進歩發達せり。

問、蘇我氏の滅亡を説け。

答、中臣鎌足は蘇我蝦夷其の子入鹿父子の専横を憤り英明なる中大兄皇子に親しみ近づき蘇我氏誅滅の事を謀り時の來たるを待てり、皇極天皇の四年三韓貢の日、中大兄皇子等而起ちて大極殿に入鹿を斬り、次いで其の翌日蝦夷を其の邸に圍みしかば蝦夷到底逃れ難きを知り邸宅珍書を燒きて自殺せり茲に蘇我氏の宗家は滅亡せり。

問、大化の革新とは如何。

答、上古我國に於ては氏族制度とて上は貴族より下は賤しき職業に従事する者に至るまで各其の職業を世襲するの風習ありて貴族其の他の權勢家は土地民人を私有して専横を爲すの弊害あり蘇我氏の勢力を有するに至り此の弊害極端に走れり孝徳天皇即位し給ひ中大兄皇子は皇太子として中臣鎌足と謀り支那の制度を採用し官職の世襲を廢し新たに左大臣、右大臣及内臣を置けり、此時初めて

年號を定めて大化（元年）とせり（紀元一三〇五年）次いで大化二年諸家の私有せる土地人民を悉く朝廷に收め公地公民となし戸籍を作りて班田收穫の法を設け、新税法を制定し、更に人材登用の道を開きたれば人心作興し中央集權の實大いに舉れり。

問、大寶律令とは如何なるものをいふや。

答、天智天皇（中大兄皇子）の定め給へる諸制度即ち近江朝廷の令は第四〇代天武天皇の朝に於て修正せられたるが第四二代文武天皇は更に忍壁親王及藤原不比等に命じて之が改正の完備を圖り給ひ大寶元年に至り完成せり、依つて之を大寶律令と謂ふ。

大寶律令の令は官制、田制、税法、等の行政上必要なる規則を集めたるもの、律は今日の刑法、訴訟法に相當するものなり。

問、奈良奠都を述べよ。

答、大化改新以後中央集權の制度調ひ支那との交通頻繁となり、政府の執政漸く大規模となるに従ひ大都城建設の必要を生ずるに至れり茲に於て元明天皇の和銅三年都を大和の奈良に遷し唐の國都の制に倣ひて装麗なる平城京を營み大いに其の體裁を整へ給ふ第四三代元明天皇より第四九代光仁天皇まで七代七十年間を奈良朝時代といふ。

問、奈良朝時代の文物に就き略述せよ。

答、奈良朝時代は我が留學生、留學僧並に遣唐使等が其の歸朝と共に唐の文物を齊し來たり從來の我が文物に一層の光輝を添へ諸文物の著しく進歩發達したる時代なり。

先づ文學文面に於ては漢學詩文、和歌盛んにして、阿部仲麿、吉備眞備、及柿本人麻呂、山部赤人、大伴家持等の名家は此の時に出現したるものなり。

更に古事記、日本書記、萬葉集等も此の時代に編纂せられたるものなり、又美

術工藝方面に於ても建築、彫刻、繪畫、織物等の技術大いに進歩するに至れり。

問、承平、天慶の亂の始末を述べよ。

答、1、將門の亂。

將門檢非使たらんことを望んで容れられざりしかば不平を抱き伯父平國香を殺し天慶二年下總猿島に據り自ら平新皇と稱し叛す、茲に於て朝廷藤原忠文を征夷大將軍として將門を討たしめ給ふ、されど其の到着に先ち平貞盛、藤原秀郷共に將門を討滅せり、是天慶三年なり。

2、純友の亂

承平四年伊豫掾藤原純友任滿ちしも京都に歸らず海賊を集め山陽南海の沿岸を掠めたり、天慶四年源經基等純友を討滅す。

世に之を承平天慶の亂と云ひ源平二氏の名是より漸く世に著る。

問、前九年の役とは。

答、後冷泉天皇の朝、陸奥の豪族安倍頼時、國司を侮にし貢賦を納めず、時に源頼義陸奥守兼鎮守府將軍に任せられしかば頼義は其の子義家と共に先づ頼時を殺せしも頼時の二子貞任、宗任勢くして軍官に抗し度々官軍敗れたるを以て頼義は出羽の豪族清原武則に援を乞ひ共に力を合せて貞任一族を厨川に誅滅せり。

問、保元の亂の始末を記せ。

答、I、亂因。

堀河天皇の次ぎには鳥羽天皇即位し給ひやがて位を皇子崇徳天皇に譲り法皇となりて院政を聽き給ひしが法皇は天皇に強ひて位を御弟近衛天皇に譲らしめ給へり然るに近衛天皇早世せし給ひしかば崇徳上皇は重祚の御志ありしに法皇は美福門院及關白忠通と謀り崇徳上皇の同母弟後白河天皇(七七代)を立て給ひぬ、茲に於て上皇頗る御不満にましまし偶々藤原氏に於ても頼長關白

を望みて兄忠通と不和となり頼長は上皇に勤め奉りて事を擧げんと謀れり。

2、戰亂及結果。

保元元年崇徳上皇は頼長と謀り源義家の孫爲義其の弟爲朝及び平忠盛の弟忠立等を召して兵を白河殿に擧げ給へり、然るに鳥羽法皇、後白河天皇方にては源爲義の長子義朝、忠盛の長子清盛等を率ゐて高松殿に據り夜に入りて白河殿を攻め火を放ちしかば上皇方の軍遂ひに敗れ、頼長は流れ矢に當りて死し上皇は讃岐に遷され給ひ爲義忠正は斬られ爲朝は伊豆の大島に流されたり。

問、平治の亂を略説すべし。

答、二條天皇に位を譲り給へる後白河天皇は上皇として院政を聽き給ひ學才ある藤原道憲を信任し給ふ、而して平の清盛は道憲と姻を結びて其の聲望源義朝等に勝れり義朝不平にして藤原信賴と謀りて時の至るを待てり平治元年清盛熊野

に詣でたる虚に乗じ義朝信頼兵を擧げ後白河上皇及び二條天皇を幽し奉り道憲を殺せり、清盛此の變を聞きて途中より引返し子重盛等をして義朝信頼等の軍を敗らしめたり、此の役に信頼は斬られ義朝は尾張にて殺され義朝の子頼朝は伊豆に流されたり。

是を平治の亂といふ。

問、平氏の滅亡を略述せよ。

答、源頼朝の擧兵によりて一度敗れたる平氏は再び勢を得て安徳天皇を奉じ福原の舊都に遷り攝津一ノ谷に據れり、されば範頼、義經は一ノ谷を東西より攻め宗盛等敵し難く天皇を奉じて屋島に走るや義經再び之を破り更に長門の壇ノ浦に追及して平氏を全滅せり天皇も亦海に沈み給ふ、是實に壽永四年三月なり。

問、武家政治の始は何人の時代に成れるや。

答、頼朝は鎌倉が源家舊縁の地にして而かも三方、山を繞らし一面海を控へたる

要害の地なることを知り茲に居を定め軍事警察を掌る侍所を設け、和田義盛を之に任じ、次いで政務を總攝する公文所を置き大江廣元を別當となし、更にまた問註所を設け三善康信を執事に任じて訴訟事務を執らしめたり之れ治承四年にして後頼朝天下を統一し是より明治維新に至る七百年の武家政治の始を作れり。

問、貞永式目とは如何。

答、執權北條泰時は貞永元年三善康連等と議し頼朝以來の慣例と古代の法律とを參酌して土地の制度を主とし刑法訴訟法等五十一條より成る貞永式目を定め能く時勢に適し後世武家法制の基礎となれり。

問、弘安の役に就き略述せよ。

答、文永十二年元使社世忠等來たり時宗之を龍の口に斬り北條實政を鎮西に遣はし筑前博多灣の防備を嚴にせり。

次いで弘安二年元使周福等を博多に斬らしむ茲に於て勿必烈大いに怒り弘安四年六月より七月に亘り十餘萬の大軍を發し我國を脅かさんとせしが我が將士よく防ぎ偶々颶風の勃發するありて兵船多く覆没し元軍大敗して逃げ還れり。

問、建武の中興とは如何。

答、弘元三年五月、六破羅陥るや後醍醐天皇は船上山の行在を發し給ひ楠正成天皇を兵庫に奉迎し京都に還御し給ひぬ天皇還御後記録所を再興して萬機を親裁し給ひ土地に關する訴訟を裁決せしむる爲め雜訴決斷所及武士取締の事を掌る武者所等を設置し夫々職務を掌らしめ給へり、更に地方に於ては守護地頭を廢して新たに國司郡司を置き特に陸奥には皇子義良親王、關東には成良親王を遣りて東北並に關東地方を鎮しめ給ふ茲に於て天下一統して政權朝廷に歸し而して翌元弘四年正月年號を建武と定められしなり世に之を建武の中興といふ。

問、應仁の亂の仕末を記せ。

答、1、原因。

足利八代將軍義政は奢侈遊樂を事とし意を政治に用ひず幕府の財政窮乏するに及び土倉役錢、段別等の重税を課し又徳政と稱する令を出して人民を苦しめたり、加之畠山、斯波の兩管領家に各々家督の争ひあり、即ち初め將軍義政子なく弟義視を世嗣と定め細川勝元を其の執事となせり然るに義政の夫人富子義尙を生み之を家督に立てんとして勝元と不和にある管領山名宗全に計れり茲に於て細川細元は義視を補け山名宗全は義尙を擁して兩雄互に權力を得んとして相對せり。

2、戰亂。

後土御門天皇の應仁元年畠山政長と同義就と兵を以て相争ひ山名宗全は將軍の命に抗して義就を補く茲に於て細川勝元は兵十六萬を集めて室町幕府の東に陣し宗全又十一萬の兵を以て幕府の西に相抗す。

此の戦亂中文明五年三月宗全陣中に薨じ同年五月勝元又薨ずされど兩軍共容易に兵を收めざりしが文明九年に至り漸く戦を止めたり此の間應仁元年より十一ヶ年の長日月を要したり。

3、結果。

戦亂の結果は京都に於ける邸宅、社寺、民家は兵火に罹り累代の寶器文書は焼失し朝廷は衰微し公卿は離散し幕府の威令諸大名用ひず各々自立を計り所謂群雄割據時代を現出するに至れり。

問、基督教の傳來したるは何時頃なるや。

答、基督教は天文十八年西班牙人宣教師フランシス、サビエル鹿兒島に來たり之を布教したるに始まる當時我が國人は切支丹宗又は天主教と稱せり。

問、信長の功業を述べよ。

答、信長は天下統一の偉業未だ成らずして本能寺の變に依つて斃れたるも父信秀

に似て勤王の志厚く在世中は衰微の極に達せる皇居を修造し朝儀の廢れたるを興し供御の料を献じ伊勢神宮の改造を企る等の功蹟多く更に又意を民治に用ひたるを以て上、下みな安堵せり。

問、山崎合戦とは。

答、明智光秀俄かに背きて信長を本能寺に攻め殺したる事を聞ける秀吉は急に對戦中の毛利氏と和し兵を引き返し信長の子信孝と共に光秀と山城の山崎に戦ひ之を破り信長の嫡孫秀信を嗣と定めたり之を山崎の戦とは云ふなり。

問、賤ヶ岳の七本槍とは何人をいふや。

答、天正十一年秀吉柴田勝家を近江賤ヶ岳に破りたる時秀吉方の臣、加藤清正、福島正則、片桐且元、加藤嘉明、脇坂安治、平野長泰、糟谷武則を賤ヶ岳の七本槍といふ。

問、秀吉の任じたる五奉行の氏名を擧げて各々の役向きを略述せよ。

答、淺野長政、石田三成、増田長盛は法令土木、訴訟事務を擔當し長束正家は金穀又前田玄以は京都の市政及び神社向きの事を掌る。

問、關ヶ原の戦の顛末を問ふ。

答、1、原因

秀吉薨去後家康は早くも自家勢力の擴張を策し幼主秀頼を輔くる事をせず更に五大老の一人なる前田利家は大阪に在りて秀頼を輔佐しつゝありしも間もなく薨じければ天下の政權正に家康の手に移らんとするの勢力を示せり、茲に於て石田三成は毛利輝元、上杉景勝、宇喜多秀家等と家康を除きて秀頼を再立せんことを謀れり。

2、戦。

先づ三成は上杉景勝をして其の領國會津に兵を擧げしめたり、依つて家康自ら之を討たんとして下野に至りしに其の虚に乗じて三成は毛利輝元、宇喜多秀

家、島津義弘小西行長、小早川秀秋、大谷義隆、安國寺惠瓊、等と兵を擧げ先づ伏見城を陥れ更に進んで美濃に陣せり、此の急報に接したる家康は子秀康をして會津に備へしめ自らは軍を率ゐて西上し慶長五年九月三成の軍と美濃の關ヶ原に會戦せり。

而して此の戦に参加したる兩軍の兵數は西軍(三成方)十三萬、東軍(家康方)八と稱せられ容易に戦ひ決せざりしに小早川秀秋(西軍)等俄かに叛きて東軍に應ずるに至り遂に三成方大敗せり。

3、結果。

三成等斬られ景勝は降り西軍諸將の領地は之を削り又は沒收して東軍の諸功臣分與せり、更に家康は豊臣氏に對し攝、河、泉の三ヶ國を與へ諸大名の一到過ぎざるに至らしめたり、されば實質上天下の政權は全く家康のものとなれり。

問、大阪の役を説明せよ。

答、大阪の陣は之を冬、夏の兩役に區別す、冬の陣、家康天下を掌握するや徳川氏に屈せざる豊臣氏を倒さんとして種々の計略を廻らせり（方廣寺鑿銘事件等）茲に於て秀頼の生母淀君は片桐且元の誠を斥け大野治長と謀り秀頼に勸めて兵を擧げたり、家康父子直ちに大軍を以て大阪城を攻圍せしめ城兵強くして容易に落城せず慶長十九年二月遂に和を媾す。

夏の陣、家康は和講の條件に反して大阪城の内堀をも埋めたるを以て大阪再度兵を擧げたるも家康父子の再び來攻するありて遂に落城し秀頼、淀君共に自殺し元和元年五月豊臣氏滅亡せり。

問、島原の亂に就き略述せよ。

答、織田信長時代に政略上其の布敷を保護したる天主教は秀吉に至りて其の國家に害あるを知るや之が布敷を禁じたり、されと其の禁令容易に行はれざるを以

て江戸幕府家光の時に於て一層嚴重に取締れり殊に九州の島原半島及び天草は天主教徒の巢窟の觀ありしかば其の取締り最も嚴重を極めたり茲に於て其の信徒等不平を抱き遂に寛永十四年天草四郎時貞を奉じて島原半島に亂を起し原の城に據れり。

幕府は之が鎮定の爲め板倉重正を遣したるも利あらず更に松平信綱を遣り原の城を攻め遂に翌年平定せり。

問、新井白石の事蹟を述べよ。

答、綱吉薨じ家宣六代將軍となるや新井白石を任用して前代の弊政を改めんと劃せり、白石よく其の學才を發揮し庶政を改革せり其の事蹟中主なるものは從來、伏見京極、有栖川、の三親王家なりしを新たに中御門天皇に奉請して皇弟直仁を立て、親王とし閑院宮家を起せり亦元祿の悪貨を改鑄して良質のものとし外國貿易の額を定めて金銀の海外流出を防げり。

更に又朝鮮使節に對する禮に過ぐる待遇を改めたり、著書、藩翰譜、讀史餘論、折焚柴の記等は白石の著書なり。

問、尊王論に就き知る所を記せ。

答。徳川四代將軍綱吉の時水戸藩主徳川光圀は大日本史を編み以て大義名分を明かにし又楠公父子の碑を湊川に建て尊王の意を示せり、而して此の頃淺見安正なる者靖献遺言の書を著して國民の自覺心を促したり是れ即ち尊王論の先驅にして後將軍家重の時に竹内式部出で家治の時に山縣大貳等出で共に武家政治の非を唱へ王政復古を説きて式部は流罪大貳は斬罪に處せられたり。

されど尊王の思想は益々國內に弘まり十一代將軍家齊の時代には高山彦九郎蒲生君平等出で、東奔西走し尊王の大義を唱導し又漢學者頼山陽は日本外史、日本政記等の書を著はし以て尊王斥幕の精神を鼓吹し遂に幕府滅亡の淵源をつくれり。

問、ペルリの來朝を略述せよ。

答、孝明天皇の嘉永六年北米合衆國の使節提督ペルリ船艦四隻を率ゐて浦賀に來たり通商を求めしが幕府は浦賀奉行をして久里濱にペルリと會見せしめ明年確答すべきことを約して歸國せしめたり然るに幕府は開港の可否を決すること能はず朝廷に奏上し開港の可否を諸大名に諮れり、是より幕府の威令輕くなり開港、攘夷の國論沸騰するに至れり。

問、安政の大獄とは如何。

答、安政三年米國の總領事ハリリス下田に來り開港を迫りたる際、大老伊井直弼は勅を許待たずして之と通商の假條約に調印せり。

更に直弼は此の調印の年、將軍家定薨じて子なく世論は水戸齊昭の子一橋慶喜を將軍たらしめんとの議ありたるに拘らず直弼之を排して紀伊藩主徳川家茂を迎へたり、是に於て直弼の專斷を憤るもの多數出で直弼は之を鎮壓して幕府の

威嚴を保たんと欲し意を決し夫々處分せり。

即ち三條實萬、近藤忠熙、鷹司輔熙等の公卿を屏居或は官を免じ徳川齊昭、徳川慶勝松平慶永を屏居せしめ更に橋本左内、頼三樹三郎、安島帶刀等の諸名士志士の多くを捕へ或は獄に投じ或は斬り或は流刑等に處したり、世に之を安政の大獄といふ。

問、大政奉還の始末を記せ。

答、長州征伐以來幕府の威令全く地に墜ち内外の政務を處すること能はず西郷隆盛、大久保利道、岩倉具視、木戸孝允等を中心とする討幕思想は益々國內に漲るに至れり此の容易ならざる形勢を見たる土佐藩主山内豊信(容堂)は未だ大事に至らざる間に事を解決せんと欲し慶應三年五月將軍慶喜に對し其の藩士後藤象二郎を遣りて政權を朝廷に奉還すべきことを説かしめたり而して慶喜は二條城に諸侯を會して大政奉還の議を諮へり、可否の議論沸騰せしも遂に慶喜は大勢のやむべからざるを覺り慶應三年十月大政奉還を上奏し朝廷直ちに之を許し給ひき。

斯くて頼朝の武家政治創始以來七百年、江戸幕府は十五代三百六十五年にして亡び政權全く朝廷に歸り。

問、五ヶ條の御誓文を列記せよ。

答、明治元年三月明治天皇は公卿諸侯を率ゐて紫宸殿に出御し給ひ神祇を祭りて國是五章を誓ひ給ふ即ち、

- 一、廣ク會議ヲ起シ萬機公論ニ決スヘシ。
- 一、上下心ヲ一ニシテ盛ニ經論ヲ行フヘシ。
- 一、官武一途庶民ニ至ルマテ各々其志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マラシメンコトヲ要ス。
- 一、舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ。

一、知識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ。

問、征韓論の原因結果を略述すべし。

答、幕末に至り朝鮮との修好絶えたりしかば明治元年我が政府は宗重正を遣はして舊好を修めんとせしに朝鮮國王李熙の生父大院君は鎖國主義を持して我に應ぜざるのみならず其の後大院君は國內に諭告して我が國との交通を拒絶するの決心をさへ示すに至れり。

是に於て民間の志士中朝鮮の無禮を憤り征韓の論を説くもの出づるに至れり。其の後朝鮮の我が國に對する傲慢不遜の舉動尙ほ止まず明治六年に至り西郷隆盛、副島種臣、板垣退助、後藤象二郎、江藤新平等公然と征韓論を主張せり。是に於て朝議殆ど之に決せる、時偶々岩倉具視等歌米視察より歸朝し其非を説き内治の急務なるを唱へたるを以て遂に征朝論破れ隆盛他征朝論者は官を辭せり。

問、佐賀の亂を概説せよ。

答、征韓論に敗れて不平を抱ける江藤新平は郷里佐賀に歸り新政府に不平を有する同志を率ゐ明治七年二月亂を佐賀に起し縣廳を襲ひしも僅にして官軍に鎮定せられたり。

問、西南役の顛末を問ふ。

答、さきに征韓論に敗れたる西郷隆盛以下桐野利秋、篠原國幹、等は職を辭して鹿兒島に歸郷し同志相謀りて私學校を設立せしが隆盛の名聲高く來り學ぶもの甚だ多し明治十年二月遂に隆盛は其の學徒等に擁せられて兵を擧げ政府に問ふ所ありとて部下を率ゐて鹿兒島を發し熊本城を圍めり然れ共鎮臺司令官谷千城以下將士よく防守し賊軍の之を抜く能はざる間に熾仁新王を征討總書となし陸軍中將山縣有朋海軍中將川村純義を參軍とする討伐軍の來熊するに至り先づ熊本城の圍町解け更に官軍は賊兵を退ひて鹿兒島に迫り遂に賊軍城山に據りて

抗するを官軍大擧して之を陥れ隆盛以下自殺し亂全く平ぎたり。
問、天津條約とは如何。

答、明治十七年朝鮮に於ける獨立黨（日本に頼る對、事大黨（清國に通ず）の事變鎮定後此の事變は清國と多大の關係を有するを以て我が政府は伊藤博文を全權大使として清國に特派し清國は全權大使李鴻章をして天津に會議せしむ明治十八年四月即ち左の條約を結べり。

- 一、兩國とも守備兵を朝鮮より撤去すること。
 - 二、將來朝鮮に出兵の要ある時は互に通知すべきこと。
 - 三、日清兩國は朝鮮に軍事教練の教官を出さざること、等。
- 之を天津條約と云ふ。

問、憲法發布に就いて述べよ。

答、明治十五年政府は伊藤博文を歐洲に派し憲法及諸制度を調査視察せしめ博文歸朝するや専ら憲法の起草に當り明治二十一年既に其の草案成りたれば天皇は之を樞密院に下して遂に欽定し給へり。

明治二十二年二月十一日に紀元節の佳辰を以て天皇正殿に出御し各大臣其他官民及外國使臣等を召して憲法發布の式を擧げ給へり。

問、日清戰爭の原因を述べよ。

答、明治二十七年朝鮮南部に東學黨の亂起るや清國は天津條約を無視して恣に兵を朝鮮に送りよりて我が政府は大島義昌をして混成旅團を率ゐて朝鮮に向はしめ公使館居留民の保護に任じ東學黨の亂平定するや我が國は清國と協力の下に朝鮮の内政を改革せんことを勸告したるに清國は應之にやざるのみか朝鮮を屬邦視し我が國に撤兵を迫り彼は益々大兵を朝鮮に送れり。
偶々同年七月我が軍艦吉野、浪速、秋津洲は豊島沖にて清國軍艦に出會したるに無暴にも彼我に發砲したるを以て我之に應戦し彼を破れり。

更に大島義昌は朝鮮王の依頼に依り兵を率ゐて牙山の清兵を撃ち之を逐ひたり。

是に於て八月一日天皇は宣戰の大詔を下し給ひ九月大本營を廣島に進め給ふ。

問、遼東還附に就いて述べてよ。

答、清國は下關條約に以て遼島半島臺灣澎湖島を我が國に割讓することを以てせり。

然るに獨露佛三國は共同して東洋平和の名の下に遼東半島還附を我れに迫れり、

我が國、上下之を憤りたるも當時の形勢止むを得ず二十八年十一月遼東半島を支那に還附し其の代償として三十萬兩を收めたり。

問、日露戰爭の由來を問ふ。

答、露國は我が國に勸めて遼島半島を清國に還附せしめたる後早くも大連旅順等

を租借し東清鐵道敷設權を得て其の勢力の伸張を劃り又北清事件に依り出兵したる滿洲の兵を撤せざるのみか益々兵備を擴張し更に韓國の内政に干涉して我國の勢力を驅逐せんとせり。

我國は事を平和の間に解決せんと欲し露國の反省を促すべく數回の交渉を重ねたるも常に彼は誠意を以て之に答へず陰に益々軍備を整へつゝありしかば明治三十七年二月六日我國は東洋平和確保の爲め露國と國交を斷絶せり。

問、ポーツマス條約とは如何。

答、日露の戰役は我が軍連勝にて大勢已に定まりたる際北米合衆國大統領ルーズベルト、は日露兩國に和議を勸告せり、依つて兩國は之を容れ我國は小村壽太郎高平小五郎を、露國は、ウイッテ、ローゼン、を全權委員として米國ポーツマスに會議せしめ明治三十八年九月二十五日平和條約に調印せり即ち其の條約の要領は(一) 韓國に於ける日本の優越權の承認、樺太南洋の割讓、(二) 旅

順大連の租借權南滿鐵道及其の沿道の炭坑に對する特權の讓渡(三) 滿洲の撤兵(四) 沿海洲漁業權を日本に與ふること、等なり。

問、日韓合邦の顛末を述べよ。

答、明治三十八年十二月、日韓協約に依り外交權を我國に收めて統監を置くこととなり伊藤博文は之を任せられたり。

次いで同四十年七月韓國皇帝位を皇太子に讓るに及びて統監の權限大いに擴張せられ内政方面に對しても指道することとなり更に同四十二年七月の協約に依り司法權をも我が國に收め保護國としての實を擧げたり、而して同四十二年十二月には、韓國有志の組織せる一進會は韓國皇帝に對して日韓合邦の請願を爲すに至れり、されど其の當時は效を奏せざりしが翌四十四年八月我が政府は寺内正毅、をして韓國總理大臣李完用と商議せしめ「韓國一切の統治權を宗全且つ永久に日本國皇帝陛下に收め給ふ、」こととせり是に於いて我國は韓國を朝鮮

と改號し統監府を廢して總督府を設け新朝鮮の經營に努むることとなれり。

問、巴里講和會議に於て我が國の得たる利權を問ふ。

答、大正七年十一月獨逸壞太利側は遂に聯合諸國に對して和を請ひ休戰條約に調印し始めて世界的大戰亂は茲に鎮れり而して翌大正八年一月佛蘭西巴里に於て講和會議は開催せられ我國よりは西園寺公望、牧野伸顯、珍田捨己、等全權委員として派遣せられ聯合國全權委員等と協議の上先きに占領したる膠州灣地域、山東鐵道嶺山及海底電線等獨逸の有したりし一切の權利の繼承更に南洋に於ける赤道以北の舊獨逸領諸島の委員統治權獲得、是等は巴里會議に於て我國の得たる利權の主なるものなり。

問、華盛頓會議に就き知る所を述べよ。

答、世界大戰後、米國大統領、ハーチング、は將來戰亂の禍根は太平洋にありとし其の防止を目的として英國と提携し大正十年十一月五大國(英國、米國、日

本、佛國、伊太利)及び關係諸國の代表を華盛頓に招致して、海軍主力艦の制限英五、米五、日三、佛伊各一、七〇の比率)太平洋防備の制限、日英同盟の廢棄、四國協約(日英米佛)其の他の諸問題を會議し翌十一年二月閉會せり。而して此の會議に日本全權委員として參列したるは、加藤友三郎、徳川家達、幣原喜重郎、植原正直、等なり。

九、地 理

地理は細末に涉らず各地方々々の大體に通ずれば可なり本書に納むる地理も此の意味に於て各地方の縣名主要物産、著名なる都邑、山岳、河川、港、鐵道、名所、古蹟等を主として登載した。

問、日本帝國の位置を問ふ。

答、我が帝國はアジア大陸の東端太平洋の北西隅に位し日本列島、朝鮮半島及び樺太島の南半とより成る、日本列島は北東より南西に向ひ弓形を呈し北はオホソック海を隔て、露西亞領のシベリアに對し南西に支那海、西北は日本海に面す、東は太平洋を挟んで遠く北米合衆國と相對し南北はバシ海峽を隔て、フィリッピン群島と相接す。

問、我が國の面積を問ふ。

答、我が國の總面積は四萬三千餘力里なり。

問、我が國の人口を問ふ。

答、内地五千六百萬、新領土二千一百萬にして總計七千七百萬なり、而して内地の人口密度は一方里に付き二千二百三十九人の割合なり。

問、行政上帝國の區劃如何。

答、本土は三府、四十三縣一道廳に分ち新領土の臺灣、朝鮮に總督府、南樺太に廳をおき納めらる。

問、我が國を地方別に擧げよ。

答、關東地方、奥羽地方、中部地方、近畿地方、中國地方、四國地方、九州地方、臺灣地方、北海道地方、朝鮮地方、の十一地方に區別せらる。

問、日本の六大都市を擧げよ。

答、東京市(東京府)大阪市(大阪府)京都市(京都府)神戸市(兵庫縣)名古屋(愛知

縣)横濱市(神奈川縣)

問、我が國に於ける山系の主なるものを問ふ。

答、西南部に中國山脈、筑紫山脈、紀伊山脈、四國山脈、九州山脈及び臺灣山脈等がある。

中部に飛驒山脈、木曾山脈赤石山脈等。

東北部に關東山脈、奥羽山脈、阿武隈山脈及び樺太山脈等。

朝鮮にある山脈は長白、大白を主なるものとす。

問、我が國に於ける主要なる火山脈は。

答、阿蘇火山脈、白山火山脈、烏海火山脈、那須火山脈、膽振火山脈、千島火山脈、富天火山脈等なり。

問、我が國の活火山三つ以上を擧げよ。

答、淺間山、阿蘇山、那須山、櫻島、三原山硫黄岳等。

問、海拔一萬尺以上の山嶽三つ以上を列記すべし。

答、新高山 臺灣 一三〇二〇尺

富士山 靜岡 一二三八七尺

關山 臺灣 一二〇八一尺

丹大山 臺灣 一一六二八尺

シルビヤ山 臺灣 一一二八九尺

赤石山 靜岡 一〇二一四尺

東俣山 山梨 一〇二一二尺

御嶽 長野 一〇二二八尺

槍ヶ嶽 同 一〇一〇四尺

白根山北岳 山梨 一〇〇五三尺

大蓮華山 富山 一〇〇〇〇尺

問、我が國に於ける著名の河川を擧げよ。

答、信濃川 新潟縣

利根川 茨城縣 千葉縣

最上川 山形縣

天龍川 靜岡縣

大井川 靜岡縣

荒川 東京府

石狩川 北海道

十勝川 北海道

淀川 大阪府

以上は長流及び歴史的に著名の河川と思はるゝものを擧げたり。
問、次の湖沼所在縣名を記せ。

1、琵琶湖 2、霞ヶ浦 3、濱名湖 4、八郎潟 5、猪苗代湖 6、十和田湖。

答、1、滋賀縣 2、茨城縣 3、静岡縣 4、秋田縣 5、福島縣 6、青森秋田兩縣。

問、我國の平野の主要なるものを挙げよ。

答、關東平野（利根川流域）

越後平野（信濃川、阿賀野川流域）

濃美平野（木曾川に沿ひ）

近畿平野（淀川）筑紫平野（筑後川）

石狩平野（石狩川）

臺灣の西部及朝鮮の西部等なり。

問、我が國農産物の主なるものを挙げよ。

答、我が國は氣候大概ね溫和にして地味沃なる爲め農業亦盛んにして主なる産物は。

米、麥、甘藷、馬鈴薯、粟、菜種、蕎麥、蜜柑、生絲、茶等にして就中生絲、

茶は海外輸出品中の重要なるものなり。

問、石炭の主要産地を列記せよ。

答、福岡縣、北海道、福島縣、佐賀縣、長崎縣、山口縣等は其の主要産地縣名なり。

問、我が國の主なる銅山と其の所在縣名を記せ。

答、小坂銅山（秋田縣） 足尾銅山（栃木縣）

日立鑛山（茨城縣） 別山銅山（愛媛縣）等なり。

問、我が國主要貿易港を記せ。

答、横濱港（神奈川縣） 神戸港（兵庫縣）

大阪港(大阪府) 門司港(福岡縣)
長崎港(長崎縣)

問、師團司令部の所在地を擧げよ。

答、近衛師團——東京、第一師團——東京、第二——仙臺、第三——名古屋、第四——大阪、第五——廣島、第六——熊本、第七——旭川、第八——弘前、第九——金澤、第十——姫路、第十一——善通寺、第十二——小倉、第十三——高田、第十四——宇都宮、第十五——豊橋、第十六——京都、第十七——岡山、第十八——久留米、第十九——朝鮮羅南、第二十——同 龍山。

問、我が國の軍港及要港を問ふ。

答、軍港 第一——横須賀

第二——吳

第三——佐世保

要港、大湊、舞鶴、馬公、鎮海

問、我が國著名の温泉五以上を擧げよ。

答、伊香保温泉、草津温泉、熱海温泉、修善寺温泉、有馬温泉、別府温泉、鹽原温泉、那須温泉、道後温泉等なり。

問、次の縣名の下に縣廳所在地名を記入すべし。

- 答、1、埼玉縣……………浦和町
 2、三重縣……………津市
 3、滋賀縣……………大津市
 4、島根縣……………松江市
 5、愛媛縣……………松山市
 6、沖繩縣……………那覇市

問、次の主要鐵道線の區間を記せ。

- 1、東海道本線 2、中央本線 3、北陸本線 4、山陽本線 5、本陰本線
6、東北本線 7、奥羽本線 8、信越本線 9、鹿兒島本線 10、函館本線

答、1、東海道本線 (東京、神戸間)

2、中央本線 (東京、鹽尻、名古屋間)

3、北陸本線 (米原、直江津間)

3、山陽本線 (神戸、下關間)

5、山陰本線 (京都、濱田間)

6、東北本線 (上野、青森間)

7、奥羽本線 (福島、青森間)

8、信越本線 (高崎、新潟間)

9、鹿兒島本線 (門司、鹿兒島間)

10、函館本線 (函館、旭川間)

問、關東地方の府縣名を擧げよ。

答、關東地方は一府六縣に區別せられ、東京府神奈川縣、千葉縣、埼玉縣、群馬縣、栃木縣、是れなり。

問、横濱市に就き知れる所を記せ。

答、横濱市は神奈川縣々廳所在地にして又我が國第一の貿易港なり生絲、羽二重等の輸出多く市内に各國領事館、外國人居留地等ありて殷賑を極めたりしが東京市と同じく大正十二年九月の震火災の爲め殆ど市街は全滅し目下其の復興の途にあり。

問、神奈川縣下の神社佛閣の著名なるものを問ふ。

答、鶴岡八幡宮、圓覺寺、建長寺、長谷大佛等なり。

問、千葉縣下に於ける産物の主なるものを問ふ。

答、野田及び銚子の兩町は有名なる醤油の産地にして又流山は多く味醂を産す。

尙ほ房總半島の兩海岸は漁業盛んなり。

問、所澤は如何なる地か。

答、埼玉縣にありて人口約九千、陸軍航空學校及び同飛行場のある所なり。

問、栃木縣下に於ける名所を問ふ。

答、日光、東照宮の在る所にして自然と人工の兩美を兼ね夏季は殊に遊覽客絶えず。

東照宮、徳川家康を祀る社にして美麗を極め其の陽明門は俗に日暮門といひ最も美麗なるを以て聞ゆ。

中禪寺湖、日光より約四里の山中にあり風光最も美にして湖邊には旅館、外人のホテル、別荘等多し。

華嚴瀧、我が國に於て著名なる大瀧の一なり。

問、茨城縣大洗岬は如何なる地か。

答、大洗岬は茨城縣下唯一の名所にして水戸市より東三里の海岸那珂川河口の一帯を云ひ前は渺々たる太平洋に面し磯の名所に於ては俗謠にさへ唱はれ全國に有名なり。

問、小笠原諸島の産物を問ふ。

答、小笠原諸島は行政上東京府の一部に屬し大小二十餘の諸島より成る而して其の産物は氣候の關係より熱帶植物を産す即ち甘蔗、バナナップ、珈琲等なり。

問、奥羽地方の縣名を記せ。

答、奥羽地方は行政上之を六縣に區分す即ち福島縣、宮城縣、岩手縣、青森縣、秋田縣、山形縣とす。

問、奥羽地方の山脈を記し併せて著名なる山岳を擧げよ。

答、奥羽山脈は中央部を南北に走り、磐梯山藏王山、岩手山、八甲田山等は脈中主要の山岳なり。

出羽山脈は奥羽地方の西部を南北に走り、脈中、岩木山、鳥海山、月山、羽黒山等は著名の山岳なり。

北上山脈は東部の北を縦に走り、早地峯山あり。

阿武隈山脈は東部の南に位し最高峯を靈山とす。

問、奥羽地方の農産物を問ふ。

答、奥羽地方は、一帯に氣温低く山地、又は原野多き爲め面積の廣き割合には農

産物少し米、の産出額は山形縣を第一位とし秋田、福島、宮城、岩手、青森の

順にして年産總額約八五〇・〇〇〇〇石なり。

大豆、は岩手縣最も多く産し年産額約五百六十萬圓に及ぶ。

馬鈴薯、は青森縣最も多く産す。

苹果、は青森縣に秋田縣之に次ぐ。

養蠶、福島縣及山形縣に其産額最も多し。

問、福島縣白河に就いて述べよ。

答、本縣の南端にある人口約一萬九千を有する町にして往時關所ありし所、現在馬市にて有名なり。

問、宮城縣下の名所は如何。

答、松島、は日本三景の一にして幾多の島々は青松繁茂し風光甚だ美なり。

鹽釜、は松島灣に臨み人口一萬三千餘を有し風光の勝地なり。

問、中部地方の縣名を擧げよ。

答、行政上、山梨、静岡、愛知、岐阜、長野、新潟、富山、石川、福井の九縣に分る。

問、山梨縣の主要産物を問ふ。

答、葡萄、葡萄酒、生絲、絹織物、水晶等なり。

問、名古屋市に就いて知る所を記せ。

答、名古屋市は人口約四十萬を有し水陸交通の重要地にして商工業の中心地たり、有名なる名古屋城は第三師團司令部を置く、市内に愛知縣廳高等諸學校控訴院あり。

問、日本三公園とは如何。

答、金澤の兼六公園、水戸の偕樂園、岡山の後樂園、以上を日本三公園と稱す。

問、藤島神社は何人を祀るや。

答、藤島神社は福井市の西に在りて新田義貞の戦死せし地にして義貞を祀り別格官幣社なり。

問、敦賀に就いて記せ。

答、福井縣敦賀灣に臨み日本海岸に於ては第一の港にして浦鹽斯德（シベリアとの交通の要地たり。

問、近畿地方の縣名と其の縣廳所在地を問ふ。

| | |
|-------|------|
| 答、京都府 | 京都市 |
| 大阪府 | 大阪市 |
| 滋賀縣 | 大津市 |
| 兵庫縣 | 神戸市 |
| 奈良縣 | 奈良市 |
| 和歌山縣 | 和歌山市 |
| 三重縣 | 津市 |

問、近畿地方の農産物を述べよ。

答、米、麥、菜種、茶、蜜柑等は近畿地方に於ける農産物の主なるものなり。

問、近畿地方に於ける工業の中心地を問ふ。

答、大阪、神戸は唯に近畿地方のみならず我が國に於ける工業の一大中心地なり就中大阪市内外には約二千六百餘の工場散在し綿織物、メリヤス、マツチ、造

船其の他の工產品の製造に従事す。

問、京都に於ける著名なる神社佛閣を擧げよ。

答、平安神宮——桓武天皇を祀り官幣大社。

北野神社——菅原道實を祀る。

知恩院——淨土宗の總本山。

本願寺——東西兩本願寺あり。

金閣寺——足利義滿の建てたるもの

其の他に豊國神社、東福寺、八坂神社大徳寺、賀茂神社、銀閣寺等著名なり。

問、奈良の名所舊蹟を問ふ。

答、奈良は古七十餘年間帝都の地にして京都と同じく名所古蹟に富める所なり、

いま主なるものを擧ぐれば、春日神社、東大寺、橿原神宮、法隆寺、正倉院等なり。

問、中國地方の縣名と國名とを擧げよ。

答、岡山縣、備前、美作、備中。

廣島縣、安藝、備後。

山口縣、周防、長門。

鳥取縣、因幡、伯耆。

島根縣、出雲、石見、隱岐。

以上五縣十二ヶ國なり。

問、次の縣廳所在地を擧げよ。

答、香川縣 愛媛縣。

香川縣は高松市愛媛縣は松山市。

問、四國に於ける藍の産地を問ふ。

答、徳島縣吉野川流域は我が國に於ける第一の藍の産地にして年額約百八十萬圓

に達す。

問、九州地方の縣名を擧げよ、

答、福岡縣、佐賀縣、長崎縣、熊本縣、鹿兒島縣、宮崎縣、大分縣、沖繩縣の九縣とす。

問、九州地方の主なる山岳を問ふ。

答、祖母山、市房山(九州山脈)

阿蘇山、鶴見岳、温泉岳(阿蘇火山脈)

背振山、雷山(筑紫山脈)等なり。

問、九州地方の河川の主要なるものは。

答、筑後川、球磨川、大淀川等なり。

問、九州の主なる港を擧げよ。

答、門司、若松、博多三池(福岡縣)

長崎、佐世保——軍港——(長崎縣)

鹿兒島港(鹿兒島縣)

問、九州地方の石炭の主産地を問ふ。

答、福岡縣遠賀川の流域を第一位とし佐賀縣、長崎縣之に次ぎ我が國産額の三分の二を占む。

問、琉球列島の産業を問ふ。

答、本列島の地味は甘蔗の栽培に最も適し多く甘藷粗糖を産し豚、牛、馬、山羊等の牧畜業亦盛んなり。

問、臺灣の主要なる産物を擧げよ。

答、臺灣は氣候温暖にして雨量多く各種の農産物に富む、其の主なるものを擧ぐれば、

米、(毎年二期の收穫あり)

ウーロン茶(乾燥法を加へて製したる茶) 甘藷(最も本島の氣候に適す)
バナ、(全島各地にて栽培す)

落花生

樟 腦

砂 糖

其他の林業製鹽鑛業等に依る製産物多し。

問、臺灣の著名なる都邑五以上を擧げよ。

答、臺北市——本島に於ける最大都にして人口十七萬餘總督府高等法院、第一守備隊司令部等在り。

臺南市——人口八萬南部の中心都市)

基隆街——人口二萬餘、本島の門戸にして内地との連絡に最も重要なる港なり。

嘉義街——人口約二萬あり。

高雄市(打狗)——人口約三萬米、砂糖の輸出盛んなり。

臺中市——人口約三萬、近年商工業の盛んなる地。

新竹街——人口三萬。

問、北海道に於ける主要なる港を記せ。

答、北海道の海岸は一般に屈曲少なく従つて良港に乏し、其の主なるものは、

函館、小樽、室蘭、根室、等なり。

問、北海道の農産物を擧げよ。

答、主要なる農産物左の如し、

米、麥、大豆、小豆、等の豆類馬鈴薯、亞麻、玉蜀黍リンゴ、等なり。

問、北海道に於ける牧畜業の主要なるものを問ふ。

答、牧畜は太平洋に面する原野及び石狩平野最も盛んにして、馬(我國第一)牛、羊等なり。

問、北海道の主要都市を問ふ。

答、函館——北海道の門戸として古き歴史を有する本島第一の良開港場なり。

小樽——商業の中心地にして輸出入盛んなる良港なり。

札幌——道廳の所在地にして政治及び教育の中心地なり。

旭川——第七師團の所在地。

他、室蘭、根室。釧路等なり。

問、樺太の主要産物如何。

答、本島は最も水産物に富み就中、鯨、鱒、鮭、鱈、昆布、鱧詰等の魚業及び製

産盛んなり。

林業は魚業に次いで盛んに行はる、其の主なる材木は、エゾ松、から松白樺の類なり。

問、樺太の主要都市を列記せよ。

答、大泊、豊原、真岡等なり。

問、朝鮮の各道を列記せよ。

答、京畿道 忠清南道 忠清北道

全羅南道 全羅北道 慶尙南道

慶尙北道 黄海道 平安南道

平安北道 江原道 咸鏡南道

咸鏡北道 以上十三道とす。

問、朝鮮の主なる都邑六以上を列挙すべし。

答、京城、平壤、釜山、大邱、仁川、開城、元山、鎮南浦、咸興、木浦、新義州等なりとす。

問、京釜鐵道は何れより何れに通ずるや。

答、釜山より大邱、太田を経て京城に至るものを京釜線といふ。

問、京義線とは如何。

答、京城より新義州に通ずる鐵道をいふ。

問、朝鮮の主なる産業を記せ。

答、農業は朝鮮第一の産業にして其の主産物は、米、麥、大豆、小豆、棉花、煙草、人参等にして鑛業亦盛んに行はれ、金、粗銅、石炭、銀等の産出額多し。

更に水産物に富み鯖、鱈、めんたい、鱈等の魚獲多し。

此の外牧畜、製鹽も的當盛んに行はる。

一〇、算 術

算術は尋常小學四年乃至同六年程度の加減乗除を復習すれば充分なるを以て左に問題のみを掲げて諸氏の自由に復習並に練習の資に供せんとす、たゞ注意して置くことは二問題なれば一問題、三問題なれば二問題は、大抵應用問題が出ると心得て主として應用問題を練習して置く必要がある、殊に鶴龜算の如きは算術中の常識試験的によく課題せらるゝ問題なるが故に茲に特に注意をして置く。

次の計算ヲナセ

(1) $483+56-271+12-264.$

注意、本問ノ如ク加減算アデツタ場合ハ左カラ順次右ニ計算シ且ツ答ノミヲ記セズ式ト答トヲ明記スルヲ要ス、

(2) $53-130+5+31-16\times 3\times 2\div 3$

注意、本問ノ如ク加減乗除ノ場合ハ先ヅ乗除ヨリ計算シ後加減ニ移ルベシ

$$(3) \quad 45 + [25 \times 19 - \{3 + (10 - 4 \times 12 - 11)\} \times 9.$$

注意、上記ノ如ク括弧アルモノハ括弧内ノ計算ヲ先ニシ括弧内ノ計算ハ小括弧中括弧大括弧ノ順ニ算出スベシ

(3) 次ノ和ヲ求ム

6 里 4 町 29 間 2 尺、2 里 16 町 31 間 5 尺 15 里 14 町 8 間 4 尺、

注意、本問ノ如キ場合ハ其ノ算出ノ基準トナベキ、1 里 = 36 町、1 町 = 60 間

1 間 = 6 尺、ナルコトヲ心得テ計算スレバ容易デアル、

(4) 次ノ里程ヲ尺ノ單名數ニ直セ

イ、8 里 17 町 25 間 3 尺、ロ、25 町 2 尺、ハ、138 里、

(5) 18 町 50 間ノ距離ニアル學校へ通フ生徒アリ此ノ生徒日間ニ學校へ通フ爲メニ何程ノ道ヲ歩ムカ、

(6) 三月二十二日ノ朝甲乙二人ノ飛脚 238 里ヲ隔ツル東西兩地ヨリ相向ヒテ出發セリ毎日ノ速サ甲ハ、8 里乙ハ、6 里ナリトスレバ兩人ハ何月何日ニ相會スルカ、

(7) 木綿一尺織ルニ 25 分カ、ル人ハ午前七時ヨリ午後六時迄デニハ幾尺織リ得ルカ、但晝食ノ爲メニ一時間ハ休ムモノトス、

(8) 次ノ計算ヲ行へ

イ、12 町 3 段 8 畝 17 步 + 5 畝 8 步 + 7 段 6 畝 28 步 + 3 町 6 段 16 步、

ロ、15 町 5 段 9 畝 11 步 - 2 町 3 段 8 畝 28 步

ハ、7 段 5 畝 10 步 $\times 9$ 、

ニ、1 町 5 段 7 畝 15 步 \div 7 畝 15 步、

(6) 桑苗ヲ 5 坪 = 30 本ノ割ニ植付クレバ 1 町 7 段 3 畝 = ハ何本植付ケ得ルカ、

- (10) 兄弟二人アリ、弟ノ所有田地ハ3町5畝18歩ニシテ兄ノ所有田地ハ其ノ5倍ヨリモ2町6段27歩少シト云フ兄ノ所有地ハ何程ナルカ、
- (11) 或人自轉車ニ乗リ午前九時半甲地ヲ出發シ毎時3里ノ速サニテ走リ正午乙地ニ着シ夫レヨリ毒時36哩ノ速サノ汽車ニ乗リ午後2時20分ニ丙地ニ到着セリト云フ甲地ヨリ丙地ヲデハ何里何町何間ナルカ、
- (12) 封ジタル手紙ノ郵便料ハ4匁又ハ其ノ端數毎ニ3錢ナリ、今3匁6分ノ手紙ト13匁ノ手紙トニ貼ル切手ヲ買ヒ50錢銀貨一個ヲ渡シタリ、何程ノ釣錢ヲ受取ルベキカ、
- (13) 6人ニテ4日ヲ要スル仕事ヲ1人ニテ成スニハ幾日ヲ要スルカ、又3人ニテハ幾日ヲ要スルカ、
- (14) 或仕事ヲ12日間ニ仕上グルニハ毎日人夫15人ヲ要ス、此ノ仕事ヲ5日間ニテ仕上グルニハ毎日何人ヲ要スルカ、

- (15) 米ヲ車ニテ運ブニ1回ニ20俵宛運ベバ30回カ、ルトイフ、然ラバ毎回25俵ヅノ運ベバ何回カ、ルカ、
- (16) 或教室ニ生徒ヲ容ル、ニ腰掛1脚ニ付キ4人宛着席セシムレバ400人ヲ容ルベシ1脚ニ付キ5人宛着席セシムレバ幾人ヲ容レ得ルカ、
- (17) 長サ120間ノ道路ノ片側ニ端ヨリ端迄ゾ3間ヅ、隔テテ樹木ヲ植附ケントス、植木幾本ヲ要スルカ、
- (18) 119里ヲ隔ツル兩地ヨリ甲乙ノ二人ガ同時ニ出發シテ相向ヒテ同ズ道ヲ毎日甲ハ9里行キ乙ハ8里行クトキハ出發後幾日ニシテ兩人ハ相會スカ
- (19) 2斤ニテ1圓ノ茶3斤ト、5斤ニテ4圓70錢ノ茶4斤トヲ混ズレバ平均1斤ニ付キ何程ノ茶ヲ得ルカ、
- (20) 今年母ハ30歳子ハ14歳ナリ今ヨリ幾年後ニ母ノ年ハ子ノ年ノ2倍トナルカ、

(21) 帽子1箇ト靴1足トヲ買ヒテ金10圓50錢ヲ支拂ヒタリ、而シテ靴1足ノ價ハ帽子1箇ノ價ノ3倍ヨリモ50錢高シトイフ各幾何ナルカ、

(22) 鶴ト龜トノ頭數合セテ100.其足數294ナリト云フ、鶴龜各何頭カ、

解 100頭ガ皆鶴デアルトスレバ其足數ハ、2本×100即チ200本デアラ故ニ問題ニ與ヘララタ足數ヨリモ294—200本即チ94本少イ、

今100頭ノ鶴ノ中カラ1頭取リ出シテ其代リニ龜ヲ1頭入レタトスレバ頭數ハ依然同ジデモ足數ガ4本—2本即チ2本ダケ増シテ來ル、

即チ1頭取換ユル毎ニ足數2本ヲ増ス故94本ノ足數ヲ増スタヌニハ、94本÷2本=47 即チ47頭ダケ取リ換フレバヨシ、

依テ龜ノ數ハ、47頭ニシテ鶴ノ頭數ハ、100頭—47頭=53頭デアラル、

答 鶴53頭 龜47頭

注意、本問題ハ鶴バカリニシテ解タケレドモ龜バカリトシテ解テモ同ジデアラル。

一一、作文

豫て作文の上手な人は別として文章を作るといふ方面の経験に乏しい人、若くは此の方面に餘り興味を有つてゐない人に對して著者は切に作文の練習をお勧めする。何故なれば受験の際作文は他の何れの科目よりもより以上受験者の常識試験が加味されてゐる傾向があるからである、試験官が答案を見て題意と少しも合致してゐない内容の答案を書いたり、内容は題意と合つてゐても肝要の個所の字句の配合を間違えたり入れなくて宜い文句を配列したり其れと反對の事をしたたりして折角の答案も却つて自己の常識を疑はれる基となるやうなことをする人があ

る。

といつて作文の問題は決してそう六ヶ敷いものが出る譯ではない、又受験者諸君の答案を文章専門家の答案として試験官が採點する譯でもないから先づ常識外

れの文章を書かぬ程度にさへ練習して置けば結構である。

それから練習の方法は著者の経験に依ると他人の作つた文をよく讀んでそして自分でも各種の文を作つて見るといふ方法が一番よいやうに思はれる。

著者は是れから文法講話などは抜きにして、たゞ諸君の参考に二、三の文例を示し且つ試験に出さうな題を出して練習の資に充てることにする。

警察官志願の動機を論ず

某日某市公堂に於て警察講演會の開催あり吾れ偶々數名の友人に誘はれて其の講演を傍聴せり、演者は某縣の某警察部長、演題は警察の本務……とあり。

警察部長の講演は常に社會公共を念頭におき警察の責務と權限とを熱心に説き去り來たり、從來警察なるものに對して何等の理解を有せざりし無智なる吾々青年をして大いに悟る所あらしめたるのみならず、多數の聽衆に對して警察官に親しむべきこと敬慕すべき事を深く感ぜしむるに至れり、講演會終りて歸途に就ける

吾れ思へらく、人各々此の社會に生存するからには一定の業務なかるべからず、而かも其の業務は眞面目なる業務たる以上貴賤の別ある筈なし、なれども業務に依りて自ら社會的の業務と私的業務とに分るゝを思ふ。

多數の善良なる人々を保護し之を幸福ならしめんが爲めに或は兇賊と闘ひ或は傳染病の爲めにたほれ、或は又風水火の災害ある時身を躍らして之を防ぐ、感激なくしては見られ得ざる警察の本務、警察官の活動、犠牲的精神を有し偉丈夫ならではなし得ざる公務なり。

吾れ敢て偉丈夫を氣取るにあらざれども此の機會に於て警察界に身を投じ自己の精神的向上をはかると共に、進んでは社會公共の爲めに奉仕せんことを心に誓へり。此れ吾が今回警察官を志すに至れる動機なり。

巡査採用試験に合格したるを知らせる文

拜啓初めて試験に應じ候事として結果如何にと案じ居り候處平素御教導の御蔭を

以て首尾よく合格の榮に浴し本朝採用の旨其の筋より通知有之候。

斯く拜命候上は將來御訓戒を相守り粉骨碎身一意國家社會の爲めに努力仕り御恩顧の幾分に報ゆる覺悟に御座候、何卒今後も公私共に御叱嘖御指導を賜り度御願ひ奉り候。

先は右御通知を兼ねて御禮まで、頓首

友より合格を祝はれた返事

早速祝つて呉れてありがたう、君等の激勵の言葉が身に染みてゐたのか到底駄目だらうと觀念してゐたのが意外に合格の通知を受取つた例へ一番ビリにしたところが兎に角合格して奉職する事が出来るのだから喜んで呉れ給へ御注告は臆に銘じて決して忘れないで之を實行する、就職後の感想等は是から追々知らせる事にする、尙ほ君も時々僕の頭から呶鳴りつける事は忘れずにゐて呉れ給へ。左に作題を揚げて諸君の自由練習に任す。

一、論 文

イ、警察官の職責の重大なる所以を論ぜよ、(論文體)

ロ、社會と個人との關係を述べよ、(文體自由)

ハ、親の恩(文體自由)

二、記 事 文(文體隨意)

イ、觀櫻の記

ロ、觀梅の感想

ハ、登山記

三、手紙文(候文及文體隨意)

イ、寒中見舞の文

ロ、暑中見舞の文

ハ、友人の結婚を祝する文

巡査受驗要書

ニ、出産を報ずる手紙

ホ、病氣全快を祝する文

一一一、就職後に於ける諸願届書式

●散宿届

私儀

現時何府縣何市郡區何町村何番地何某方ニ合宿罷在候處今般郷里ヨリ妻子（又ハ實母）上京致候ニ付テハ何區何番地ニ一戸借受散宿致度候間御差許被下度此段奉御願候也

何署勤務
年 月 日
巡査 氏 名

何警察署（何分署）長

警視（警部） 氏 名 殿

●休暇届

巡査受驗要書

今般已ムヲ得サル事故有之候ニ付何月何日ヨリ(又ハ向)何日間休暇御下賜相成度
此段及御届候也

私儀

年 月 日

何署勤務

逕査何之誰 ㊦

何署長官氏名殿

●病氣引籠御届

私儀

本日當務ノ處何々病ニ罹リ出勤難致候ニ付引籠療養仕候間別紙醫師診斷書相添へ
此段及御届候也

何署勤務(又ハ何駐在所勤務)

年 月 日

逕査氏

名 ㊦

何警察署(何分署)長

警視(警部) 氏 名 殿

●出勤御届

私儀

何年何月何日ヨリ何々病ニ罹リ缺勤罷在候處全癒致候ニ付本日ヨリ出勤致候此段
及御届候也

何署勤務(又ハ何々駐在所勤務)

年 月 日

逕査氏

名 ㊦

何警察署(何分署)長

警視(警部) 氏 名 殿

逕査受驗要書

●轉地療養願

私儀

先般來(病名)ニ罹リ引籠加療罷在候處主治醫ノ勸メニ依リ何縣何郡何村何番地何某方ニ於テ何月何日ヨリ何日迄向何日間轉地療養致度候ニ付特別ノ御詮議ヲ以テ御許可被成下度別紙醫證相添へ此段奉願候也

何署勤務

年 月 日

巡查 氏 名 ①

何署長官名殿

●祭日休暇届

何月何日亡父何某ノ祭日ニ相當候間當一日間缺勤法要相營ミ度此段及御届候也

何署勤務

年 月 日

巡查 何之誰 ①

署長官氏名殿

●忌引届

何月何日亡父(又ハ母)死亡致シ定式忌服左ノ通相受候ニ付引籠候間此段及御届候也

忌 幾 日

自 至 月 月 日 日

服 幾 日(又ハ何ケ月)

自 至 月 月 日 日

年 月 日

巡查 氏 名 ①

何署長官氏名殿

●看護歸省願

巡查受驗要書

私儀

實父母何ノ誰何府縣何市區何町村何番地ニ於テ何病ニ罹リ危篤ノ旨申來候ニ付同
地迄里數何十里此往復日數何日間ヲ通算シ何日ヨリ何日間(何週間)歸省ノ上看護
致度御差許被下度別紙證明書相添へ此段奉願上候也(先方ヨリ着セシ電報、書面、
醫師ノ診斷書ノ類ヲ證明書トスヘシ)

何署勤務(又ハ何々駐在所勤務)

年 月 日

巡 查 氏

名 印

何警察署(何分署)長

警視警部 氏 名 殿

●出發到着歸署届

私儀

月日何看護歸省ノ爲メ何々地ニ向テ出發(月日何々地到着)(看護歸省ノ處月日歸
署)仕候ニ付此段及御届候也

來署勤務

年 月 日

巡 查 氏

名 印

何署長官氏名殿

●受 驗 願

私儀

何月何日ヨリ何月何日迄何縣(地方裁判所)ニ於テ施行ノ文官普通裁判所書記試驗
相受度候ニ付御許可相成度此段奉願候也

何署勤務

年 月 日

巡 查 氏

名 印

府縣知事警(一視)總監(總監)氏名殿

●旅行願

私儀

自何月何日向何日間文官普通(裁判所書記)試驗受驗ノ爲何府縣何市ニ旅行致度候間御許可被成下此段奉願候也

| | | | |
|---|---|---|---------|
| 年 | 月 | 日 | 何署勤務 |
| | | | 巡査氏名 |
| | | | 何署長官氏名殿 |

一三、巡査教習概則

(明治三十年七月
内務省詩令第一五號)

第一條 初テ採用シタル巡査ニハ二箇月以上必要ナル學科及實務ヲ教習スヘシ但警察官タリシ經歷ヲ有スル者及學術ノ素養アル者ニ對シテハ教習ノ期間ヲ短縮シ又ハ教習ノ全部若クハ一部ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ期間ハ特別ノ事由アルトキハ内務大臣ノ認可ヲ經テ二箇月迄ニ短縮スルコトヲ得

第二條 教習ハ巡査教習所ニ於テ之ヲ行フヘシ但實務教習ハ警察署ニ於テ先任巡査ノ部伍ニ加ヘテ之ヲ行フコトヲ得

第三條 (警部)長ハ時々巡査教習所ニ臨ミ教習ノ方法ヲ監督シ且見習中ノ巡査ニ對シテ訓授スヘシ

第四條 教習ノ成績ハ教習期限ノ終末ニ於テ試験スヘシ

第五條 教習ヲ受クル巡査教習期間中缺席三十日以上ニ及ヒタルトキ又ハ教習成

績ノ試験ニ合格セサルトキハ更ニ相當教習ヲ經ルニ非サレハ實務ニ服セシムル

コトヲ得ス但臨時警戒ヲ要スルニ當リ巡査ノ人員ノ不足ヲ告クルトキハ實務ヲ

補助セシムルコトヲ得

第六條 教習ヲ卒リタル巡査ハ一定ノ期間警察署詰警察分署詰勤務ニ服セシメタ

ル後ニアラサレハ駐在所詰ト爲スコトヲ得ス

第七條 本則施行ノ爲必要ナル條項ハ廳府縣長官之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

第八條 明治十九年内務省訓令訓第一二四號ハ本則施行ノ日ヨリ廢止ス

一四、巡査看守休暇概則

(明治十八年七月
内務省達番外)

第一條 巡査看守ハ常ニ定員ノ充足ヲ要スルヲ以テ休暇ヲ許サルヘキモノナレ

トモ其勤務上差支ナキニ於テハ皆勤ノ者ニ限リ特ニ慰勞ノ爲メ休暇ヲ與フルコ

トヲ得

第二條 休暇ノ日數ハ左ニ從フ

、 休暇日數

一箇年間皆勤ノ者 三週間

半箇年間皆勤ノ者 壹週間

前項ノ外五箇年已上皆勤ノ者ニハ一週間以内十箇年以上ノ者ニハ三週間以内特

ニ休暇ヲ與フルコトヲ得

巡査受驗要書

第三條 非番父母祭日及職務上負傷者ノ缺勤ハ缺勤日數ニ算入セス
第四條 休暇日數ハ數年ニ通算シテ併與スルヲ得ス

一五、巡查給與令

(明治三十九年九月
勅令第二五九號)

第一條 巡查ノ月俸ハ三十圓乃至七十圓トス但シ巡查部長タル巡查ノ月俸ハ其ノ最上額ヲ八十圓トス
最上額ヲ受ケ二年ヲ超エ事務練熟優等ナル巡查ニハ月額七圓以内ヲ加給スルコトヲ得但シ巡查部長タル巡查ニハ月額十圓以内ヲ加給スルコトヲ得
教習中ノ巡查ノ月俸ハ二十圓乃至三十六圓トス

第二條 (削除)

第三條 月俸ノ増給ハ十圓ヲ超ユルコトヲ得ス

第四條 巡查部長タル巡查及刑事通譯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル巡查ニハ前條ノ規定ヲ適用セス特別ノ事由アル場合ニ於ケル巡查ノ増給ニ付亦同シ

第四條ノ二 功勞記章ヲ付與セラレタル巡査ニハ一箇月二十圓以内ノ功勞加俸ヲ給ス

第四條ノ三 同一廳府縣ニ於テ五年以上勤績シ行狀方正勤務勉勵事務熟達ノ巡査ニシテ廳府縣長官ニ於テ其ノ精勤ヲ表彰シタル者ニハ一箇月十圓以内ノ精勤加俸ヲ給スルコトヲ得

精勤加俸ヲ受クル者ニシテ他ノ廳府縣ニ轉勤シタルモノニ付亦前項ニ同シ

第四條ノ四 功勞加俸ヲ受クル巡査功勞記章ノ返納ヲ命セラレタルトキ又ハ精勤加俸ヲ受クル巡査其ノ成績佳良ナストラ認メラレタルトキハ其ノ加俸ノ支給ヲ廢止ス

功勞加俸又ハ精勤加俸ヲ受クル巡査懲戒處分ヲ受ケタルトキハ其ノ加俸ノ全部又ハ一部ノ支給ヲ廢止スルコトヲ得

第五條 休職巡査ニシテ陸海軍ヨリ受クル俸給又ハ給料ノ月額休職ヲ命セラレタ

ル當時ノ月俸額ヨリ寡少ナルトキハ其ノ不足額ニ相當スル金額以内ノ休職給ヲ給スルコトヲ得

第六條 刑事通譯其ノ他特別ノ技能ヲ有スル巡査ニハ一箇月五十圓以内ノ特別手当ヲ給スルコトヲ得

第七條 非番ノ日ニ於テ臨時勤務ニ服シタル巡査ニハ一日二圓以内ノ勤務手当ヲ給スルコトヲ得

第八條 訓練中ノ巡査ニハ一箇月二十圓以内ノ訓練手当ヲ給スルコトヲ得

第九條 巡査ニハ一箇月二十圓以内ノ宿料ヲ給スルコトヲ得

第十條 月俸ハ新任、増俸、減俸及復職ノ場合ニ於テハ其ノ翌日ヨリ、退職ノ場合ニ於テハ其ノ當日迄日割ヲ以テ給ス但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ニハ其ノ全額ヲ給ス

一 職務上ノ傷痕又ハ疾病ニ由リ其ノ職ニ堪ヘス退職シタル者

- 二 廢廳ノ爲退職シタル者
- 三 身體若ハ精神ノ衰弱又ハ事務ノ都合ニ依リ退職ヲ命セラレタル者
- 四 退職ヲ命セラレタル者
- 五 左職中死亡シタル者

退職當月復職シタル者ニハ其ノ月ノ月俸ハ更ニ之ヲ給セス

第十一條 退職給ハ退職ノ翌月ヨリ之ヲ給ス

退職給、手當金及宿料ノ給與ニ關スル規程ハ廳府縣長官之ヲ定ム

第十二條 病氣ノ爲執務セサルコト六十日ヲ踰ユル者又ハ私事ノ故障ニ依リ執務セサルコト二十日ヲ踰ユル者ハ日割ヲ以テ月俸ノ半額ヲ減ス但シ公務ノ爲傷痕ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ又ハ服忌ヲ受クル者ハ此ノ限ニ在ラス

附則(大正九年八月勅令第三三三號)

本令ハ大正九年八月分ヨリ之ヲ適用ス

從前ノ規定ニ依リ俸給ヲ受クル者別ニ辭令書ヲ交付セラレサルトキハ現ニ受クル俸給額ニ付大正九年勅令第二百五十七號附則第二項第五號乃至第七號及第三項ノ規定ニ準シ算出シタル金額ノ俸給ヲ受クルモノトス但シ其ノ金額ニ圓位未滿ノ端數アルトキハ之ヲ圓位ニ滿タシム

一六、巡查給與品及貸與品規則

第一條 巡查ニ給與スヘキ品目左ノ如シ

(明治三十年十月
勅令第三三九號)

- 一 帽
- 一 冬服
- 一 夏服
- 一 甲種外套
- 一 乙種外套又ハ防水布製長マント
- 一 日覆
- 一 下襟
- 一 手套

- 一 冬肌著
- 一 夏肌著
- 一 靴下
- 一 長靴
- 一 短靴

前項ノ外土地ノ狀況又ハ勤務ノ性質ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ得テ特種ノ制帽、防寒具、脚絆及ゲートルヲ給與スルコトヲ得

第二條 巡查ニ貸與スヘキ品目左ノ如シ

- 一 肩章
- 一 領章
- 一 刀又ハ短刀
- 一 刀緒

巡查受驗要書

- 一 刀帶又ハ短刀帶
- 一 外套及被服ノ鈕釦及釦
- 一 帽頤紐留
- 一 外套締革
- 一 手帖
- 一 捕繩
- 一 呼子笛

前項ノ外乘馬勤務ノ巡查ニハ拍車ヲ貸與ス

第三條 給與品ハ現品ヲ以ステヘシ但シ下襟手套冬肌著靴下長靴短靴ハ代料ヲ以テ下付スルコトヲ得

制服ノ着用ヲ要セサル特制ノ勤務ニ服スル巡查ニハ任命ノ際前項ノ規程ニ依リ給與シ其ノ後ハ總テ代料ヲ以テ下付スルコトヲ得

第四條 給與品ノ員數及使用期限ハ左ノ如シ但シ已ムヲ得サル事情アルトキハ員數ヲ増減シ及使用期葱ヲ伸縮スルコトヲ得

- 一 帽一箇 十二箇月
- 一 冬服一組 二十四箇月
- 一 夏服二組 四箇月
- 一 甲種外套一著 廿四箇月
- 一 乙種外套又ハ防水布製長マント一著 廿四箇月
- 一 日覆一箇 四箇月
- 一 下襟四箇 四箇月
- 一 手套二箇 六箇月
- 一 冬肌著二組 八箇月
- 一 夏肌著二組 四箇月

巡査受驗要書

- 一 靴下二足
- 一 長靴一足
- 一 短靴二足

一三八

一箇月

十二箇月

十二箇月

乘馬勤務ノ巡査ニハ短袴及長靴ヲ給シ袴及短靴ヲ給セス短袴ハ冬服ニ在リテハ上衣一著ニ付二著ヲ以テ一組トシテ之ヲ長靴ハ其ノ使用期限ヲ十二箇月トシ二足ヲ給ス

乘馬勤務ニ非サル巡査ニモ短袴ヲ給スルコトヲ得此ノ場各ニ於テハ上衣一著ニ付袴及短袴各一著ヲ以テ一組トシ但シ土地ノ狀況ニ依リ内務大臣ノ認可ヲ得テ短袴ヲ貸與品ト爲スコトヲ得

特種ノ制帽、防寒具、脚絆及ゲートルノ給與員數及使用期限ハ内務大臣ノ認可ヲ得テ樺太廳長官又ハ縣廳府長官之ヲ定ム

本條使用期限ノ外樺太廳長官又ハ廳府縣長官ハ保存期限ヲ定ムルコトヲ得

第五條 貸與品ハ退職休職轉職死亡ノ際之ヲ返納スヘシ使用期限ノ終ラサル給與品亦同シ但シ給與品ノ代料ヲ以テ下附シタルモノハ使用殘期ニ相當スル金額ヲ返納スヘシ

第六條 貸與品又ハ使用期限ノ終ラサル給與品ヲ毀損紛失シ代品ヲ交付スル場合ニ於テ其ノ毀損紛失過失怠慢ニ出タルモノナルトキハ辨償ノ責ニ任スヘシ

附 則

第七條 本令ハ明治三十二年四月一日ヨリ施行ス但シ本令施行ノ際既ニ給與シタル現品ニハ之ヲ適用セス

附錄
巡查苦學案内

諸君が幸ひ本書に依つて奉職したと假定する、そうしたならば單に巡查で終り度くない、矢張り巡查部長、警部補、警部と、順次階段を上つて自己相應の地位を開拓して行きたい、との希望が生れて來るのは當然なことである。

そこで著者は本書の附録として如何なる方法に依つて其の目的を達するか、に就いて極めて簡単に概要のみを記述して將來斯の途に向つて奮闘努力せんとする諸君の参考に供することとする。

扱つてお断りして置き度いのは此の附録に於ける苦學案内は主として東京、即ち警視廳に奉職せんとする諸君の爲めに説くことを豫め御承知あり度い。

蓋し巡查部長登用、又は警部考試々驗、若くは普通文官等に依る昇進の爲めの勉強、即ち獨學は東京に限らず如何なる地方に於ても出來得るのである。が東京には地方に於ける此等の獨學昇進の途以外に多數の學校が存在し東京に奉職する人々は特に之等の學校を利用して所謂苦學昇進を成すの便利を得る譯である。

前に私が主として東京の警察界に奉職せんとする人の爲めに苦學の途を……と申したのは此處のことを指したのであります。

扱て早速本論に這る譯だが固より警察官としての昇進の爲めの苦學なるが故に其の入學する學校も矢張り法律の學校を選擇せねばならない、

然らば現在東京に此の種の學校(官公立除外)が如何なる状態の下に散在してゐるか云ふに凡そ次の如きものである。

慶應義塾大學 芝區三田通り

早稻田大學 市外下戸塚

法政大學 麴町區富士見町

中央大學 神田區錦町

明治大學 神田區駿河臺

日本大學 神田區三崎町

專修大學 神田區今川小路

右の諸學校は凡べて卒業後同一資格であるから諸君は其の勤務場所の都合又は住居の如何を考慮して最も通學に便利なる學校を選ぶのである。

而して右の大學中何れでもよいから小學校卒業者は法律科或は政治經濟科の特科生として、中學卒業若くは之れと同程度の諸學校卒業者又は專檢合格者は正科生として専門部に入學するのである。

初めの人は誰しも入學に就いて可成り心配する傾向がありますが其處は官立でないから入學試験も案外樂で殊に特科生となると小學校卒業程度に少し普通學の勉強をすれば入學し得ること著者がお請け合ひする。各科共専門部の在學期間は三ケ年で卒業すれば立派に判任文官の有資格者となる譯である。

次は斯くの如くして爲す所の苦學に關する諸君の經濟的方面は如何と云ふに。

先づ警視廳の初任巡査の月収は優に六拾圓餘には成る。而して警視廳の規定として獨身巡査は總て各署の合宿所へ強制的に入れられるのであるが、これは諸君の爲めに却つて經濟的には非常な利益がある。

何故なれば合宿所は一般市中の下宿業者の如く營利一方の經營方針と異り、警察其のもの必要からと、一面には諸君の利便を計る爲めに設置せられたるものであるから、宿料極めて安價にして現在でも大概一ヶ月十五圓乃至十九圓（食費、室料）見當と思へば間違ひなし。

それに執務上に必要な衣服一切は給與せられるから日常の小使錢を無暗に徒費せざる限り、相當の貯蓄をしながら書籍、ノート代と學校の月謝とは充分間に合ふ譯である。

勤務は從來の三部制が二部制となり現在は隔日勤務であるから、隔日の非番日に通學すればよい。

さて特科生として三年の課程を卒へると判任文官の資格を得るから其の後は昇進の任命を待つのだが、矢張り平常勤務に對する本人の勤勉、怠惰の如何に因り自ら其の任命にも遅速がある譯だから平常の勤勉を最も忠實に努むべきである。

昇進は、巡査部長、警部補、警部、警視の順序で、警視廳は他府縣に比し人員の關係で昇進最も速かである。

正科生として法科を出た者は高等試験令に依り豫備試験免除となるから高等文官各科試験を受くるに好都合である、殊に司法科（辯護士）試験に志す者は警視廳奉職中の者が最も多數である、私の知人で一巡査から一躍辯護士試験に見事パスして事務所を有つてゐる者が數人ある。

小學校卒業丈の者が高文を受けるには専門學校入學試験に合格して後法科に入學すればよい。

附録としての本文は甚だ簡單ではあるが以上を以つて終る譯だが最後に諸兄に

申上げて置き度いことは要するに警察界に一度身を投じたならば警部署長なり、
 警視署長なりになるまで如何なる困難にも打ち克つて初志を貫徹すると云ふ固き
 決心の下に奮闘することが肝要、で殊に都會は成功する方法と機會が多い一面に
 は又常に墮落の淵に誘惑せんとする魔の手が周圍に迫つてゐることをも注意しな
 ければならない。

大正十四年十月一日印 刷
 大正十四年十月三日發 行

巡査受驗要書奥附

定價 金壹圓貳拾錢

不 許
 複 製

編 著 者 原 田 次 雄

發 行 者 東京西巢鴨町宮仲二、〇八八番地 石 村 參 伍

印 刷 者 東京市神田區表猿樂町二番地 田 中 常 太 郎

印 刷 所 東京市神田區表猿樂町二番地 三誠社印刷所

東京西巢鴨町宮仲二、〇八八番地

發行所

大成館出版部

振替東京七三四〇五番

終